Ⅱ　北 海 学 園 大 学 大 学 院

北海学園大学大学院学則

昭和45年３月26日　制定

目次

第１章　総則（第１条－第７条）
第２章　入学，転入学，再入学，転学及び留学（第８条－第14条）
第３章　休学，退学及び除籍（第15条－第17条）
第４章　教育方法等（第18条－第25条）
第５章　課程の修了要件及び学位の授与（第26条－第29条）
第６章　賞罰（第30条・第31条）
第７章　授業料等，授業料等の免除（第32条・第33条）
第８章　運営組織（第34条－第38条）
第９章　研究生，法務研究員，委託生，特別聴講学生，聴講生，科目等履修生及び外国人学生（第39条－第46条）
第10章　附属施設（第47条）
第11章　雑則（第48条・第49条）
附則

第１章　総則

（目　的）

第１条　北海学園大学大学院（以下「本大学院」という。）は，学術の理論及び応用を教授研究し，その深奥をきわめて，文化の進展に寄与することを目的とする。

（自己評価等）

第２条　本大学院は，その教育研究水準の向上を図り，その目的及び社会的使命を達成するため，教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行い，その結果を公表するものとする。

２　前項の点検及び評価に関する事項については，別に定める。

（認証評価）

第２条の２　本大学院は，前条の措置に加え，教育研究等の総合的な状況について，政令で定める期間ごとに，文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

２　削除

３　第１項に関する事項については，別に定める。

（ファカルティ・ディベロップメント及びスタッフ・ディベロップメント）

第２条の３　本大学院は，授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

２　本大学院は，教育研究活動等の適切かつ効果的な運用を図るため，その教育職員及び事務職員に必要な知識及び技能を習得させ，並びにその能力及び資質を向上させるための研修（前項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

（情報公開）

第２条の４　本大学院は，教育研究活動等の状況について，刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供するものとする。

（大学院の課程）

第３条　本大学院に，修士課程及び博士（後期）課程を置く。

２　専門職学位課程を修了した者が博士（後期）課程に進学する場合，専門職学位課程を，修士課程と同等のものとして扱う。

（修士課程）

第３条の２　修士課程は，広い視野に立って精深な学識を授け，専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

（博士（後期）課程）

第３条の３　博士（後期）課程は，専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い，又はその

他の専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第３条の４　削除

（研究科，専攻，入学定員及び収容定員）

第４条　本大学院修士課程に，次の研究科及び専攻を置き，入学定員及び収容定員は，次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員	収容定員
経済学研究科	経済政策専攻	１５人	３０人
経営学研究科	経営学専攻	７人	１４人
法学研究科	法律学専攻	７人	１４人
	政治学専攻	５人	１０人
文学研究科	日本文化専攻	５人	１０人
	英米文化専攻	５人	１０人
工学研究科	建設工学専攻	６人	１２人
	電子情報生命工学専攻	６人	１２人

２　本大学院博士(後期)課程に，次の研究科及び専攻を置き，入学定員及び収容定員は，次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員	収容定員
経済学研究科	経済政策専攻	３人	９人
経営学研究科	経営学専攻	３人	９人
法学研究科	法律学専攻	２人	６人
	政治学専攻	２人	６人
文学研究科	日本文化専攻	２人	６人
	英米文化専攻	２人	６人
工学研究科	建設工学専攻	２人	６人
	電子情報生命工学専攻	２人	６人

３　削除

４　削除

５　研究科に関する規則は，別に定める。

（標準修業年限及び最長修業年限）

第４条の２　修士課程の標準修業年限は２年とし，４年を超えて在学することができない。

２　博士(後期)課程の標準修業年限は３年とし，６年を超えて在学することができない。

３　第25条に基づく特例学生のうち，標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは，その計画的な履修（以下，「長期履修」という。）を認めることができる。

４　前項の規定により長期履修を認めることのできる期間は修士課程３年，博士（後期）課程５年とする。長期履修に関する事項は，各研究科で別に定める。

５　削除

６　削除

７　削除

（学年及び授業時間）

第５条　本大学院の学年は，４月１日に始まり，翌年３月31日に終わる。

２　１年間の授業を行う期間は，定期試験等の期間を含め，35週にわたることを原則とする。

（学　期）

第６条　学年を次の２期に分ける。

前期　４月１日から９月30日まで

後期　10月１日から翌年３月31日まで

（休業日）

第７条　本大学院において授業及び研究指導を行わない日は，次のとおりとする。ただし，特別の必要がある場合は，この限りでない。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
(2) 日曜日
(3) 創立記念日　５月16日
(4) 春季休業日
(5) 夏季休業日
(6) 冬季休業日
２　前項第４号から第６号までに掲げる休業日は，別に定める。
３　臨時休業日は，そのつど定める。

第２章　入学，転入学，再入学，転学及び留学

(入学の時期)
第８条　本大学院の入学の時期は，毎年４月とする。
(入学資格)
第９条　本大学院の修士課程に入学することができる者は，次の各号の一に該当する者とする。
(1) 学校教育法第83条の大学を卒業した者
(2) 外国において，学校教育における16年の課程を修了した者
(3) 大学院及び大学の専攻科の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定(昭和28年２月７日文部省告示第５号)で文部科学大臣が指定した者
(4) 専修学校の専門課程（修業年限が四年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
(5) 学校教育法第104条第１項の規定により学士の学位を授与された者
(6) 大学に３年以上在学し，本大学院において，所定の科目，単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
(7) その他本大学院において，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
２　本大学院の博士(後期)課程に入学することができる者は，次の各号の一に該当する者とする。
(1) 修士の学位又は専門職学位（学校教育法第104条第１項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第９号）第５条の２に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者。
(2) 外国の大学において前号と同等又は同等以上の学力を有する者
(3) 大学院の入学に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者の指定（平成元年９月１日文部省告示第118号)で文部科学大臣が指定した者
(4) その他本大学院において，修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
(入学の願出)
第10条　本大学院に入学を志願する者は，所定の書類に別表第４に定める入学検定料を添えて，学長に願い出なければならない。転入学についても，同じとする。
(転入学)
第11条　転入学を志願する者は，前条に掲げるもののほか，現に在学する大学院を置く大学の学長の許可書を添付しなければならない。
(再入学)
第12条　正当な理由で退学した者が，再入学を願い出たときは，研究科委員会の議を経て，学長が許可することができる。
(転　学)
第13条　他の大学院に転学しようとする者は，転学願を研究科長に提出し，研究科委員会の議を経て，学長の許可を受けなければならない。
(留　学)
第13条の２　学生は，学長の許可を得て，外国の大学院又はそれに相当する教育・研究機関等に留学し，必要な研究指導等を受けることができる。
２　留学を志望する者は，所定の留学許可願を研究科長に提出し，研究科委員会の議を経て，学長の許可を受けなければならない。
３　留学期間は，原則として１年以内とする。ただし，研究及び教育上特に必要があると認められるときには，その期間を延長することができる。

４　前項の留学期間は，第４条の２第１項から第４項までの標準修業年限に算入する。
５　留学に関する規程は，別に定める。
（入学の許可）
第14条　本大学院に入学し，再入学し，又は転入学しようとする者については，選考を行い，研究科委員会の議を経て，合格者を決定する。
２　前項による合格者のうち，指定期日までに，別表第４に掲げる入学金等を納入し，所定の入学手続を完了した者に，学長は，入学の許可を与える。

第３章　休学，退学及び除籍

（休　学）
第15条　疾病その他特別の事情により，長期にわたり学修できず，所定様式の休学願を研究科長に提出した者は，研究科委員会の議を経て，学長の許可により，当該年度に限り，休学することができる。
２　学年の始めにおいて既に標準修業年限を満たしている者が，疾病その他特別の事情により休学を願い出る場合には，研究科委員会の議を経て，学長の許可により，前期の終わりまで休学することができる。
３　前二項の規定にかかわらず，疾病その他特別の事情により休学の願い出がある場合には，研究科委員会の議を経て，学長の許可により，引き続き前期の終わり又は年度の終わりまで，休学することができる。
４　引き続き休学できる期間は，当初の休学期間を含めて２ヶ年を限度とする。
５　学生は，休学理由が消滅し，休学期間が満了するときは，学長の許可を得て復学することができる。
６　休学期間は，在学する課程の標準修業年限と同じ年数を超えることはできない。
７　休学期間は，在学期間に算入しない。
（退　学）
第16条　病気その他やむを得ない理由によって退学しようとする者は，理由を明記した退学願を研究科長に提出し，研究科委員会の議を経て，学長の許可を受けなければならない。
（除　籍）
第17条　次の各号の一に該当する者については，学長は，研究科委員会の議を経て，除籍するものとする。
(1) 修士課程にあっては第４条の２第１項，博士(後期)課程にあっては同条第２項の在学期間を超えるとき。
(2) 削除
(3) 死亡したとき
(4) 行方不明になったとき
(5) 授業料等の納入を怠り，督促を受けて，なお納入しないとき
(6) 休学期間満了前に，復学，退学又は休学の願い出がないとき
(7) 入学を辞退したとき
２　前項第４号，第５号又は第６号により除籍された者が復籍を願い出たときは，第12条の規定を準用する。

第４章　教育方法等

（授業科目及び単位数）
第18条　本大学院に開設する修士課程及び博士(後期)課程の授業科目及び単位数は，研究科に応じ別表第１及び第２に掲げるとおりとする。ただし，他の大学院との間の単位互換制度の協定に基づき認定単位数を別に定める場合は，この限りではない。
（授業及び研究指導）
第19条　本大学院修士課程及び博士(後期)課程の教育は，授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行う。
第19条の２　削除
（履修方法等）
第19条の３　各研究科における研究指導及び履修に関する規定は，別に定める。

２　学生は，指導教授の承認を得たうえで，研究科委員会の議を経て，本大学院の他の研究科又は北海学園大学の学部の授業科目を履修することができる。

（単位の計算方法）

第20条　授業科目の単位計算方法は，１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じて次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については，15時間の授業をもって１単位とする。

(2) 実習については，30時間の授業をもって１単位とする。

（授業期間）

第21条　各授業科目の授業は，15週にわたる期間を単位として行うものとする。

（授業の方法）

第22条　授業は，講義，演習及び実習のいずれかにより，又はこれらの併用により行うものとする。

２　本大学院は，前項に規定する授業科目について，教育上利益と認めるときは，文部科学大臣が別に定めるところにより，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

（指導教授）

第23条　修士課程及び博士(後期)課程の学生の研究指導に当るため，各学生に指導教授を定める。

２　前項の指導教授は，研究科委員会において定める。

（他の大学院における授業科目の履修等）

第24条　本大学院は，教育上有益と認めるときは，学生が他の大学院の授業科目を履修することを認めるものとする。

２　学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位は，15単位を超えない範囲で，本大学院において修得したものとみなす。

３　前２項の規定は，学生が外国の大学院に留学する場合について，準用する。

（入学前の既修得単位等の認定）

第24条の２　研究科において，教育上有益と認めるときは，本大学院に入学した学生が，本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし，別に定める認定の基準により研究科委員会の議を経て認定することができる。

２　前項により与えることのできる単位数は，修士課程又は博士(後期)課程の学生にあっては，15単位を超えないものとする。

３　前項の単位は，修士課程及び博士(後期)課程学生の，第４条の２第１項及び第２項に定める標準修業年限の短縮を伴わない。

４　削除

第24条の３　第24条第２項及び前条第２項で修得したものとみなすことのできる単位数は，合わせて20単位を超えないものとする。

（教育方法の特例）

第25条　研究科においては，教育上特別の必要があると認められる場合には，夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第５章　課程の修了要件及び学位の授与

（単位の授与及び評価）

第26条　本大学院においては，所定の授業科目を履修した者に対して試験の上単位を与える。

２　試験は，原則として学年末又は学期末に行う。

３　授業科目の成績の評価は，秀(S)，優(A)，良(B)，可(C)，不可(D)の５種とし，秀，優，良，可を合格とする。ただし，この成績の評価になじまない一部の科目の評価は，合否の２種とし，合を合格とする。

第26条の２　削除

（修士課程及び博士(後期)課程の修了要件）

第27条　修士課程の修了の要件は，本大学院の修士課程に２年以上在学し，経済学研究科及び文学研究科にあっては32単位以上，経営学研究科，法学研究科及び工学研究科にあっては30単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，研究科が当該修士課程の目的に応じ，大学院の行う修士

論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。
ただし，在学期間に関しては，本大学院に入学する前に修得した単位数，その修得に要した期間その他を勘案し本大学院の修士課程の一部を履修したものと認められるときは，１年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

２　博士(後期)課程の修了要件は，本大学院の博士(後期)課程に３年以上在学し，法学研究科，文学研究科にあっては12単位以上，経済学研究科，経営学研究科及び工学研究科にあっては14単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。
　ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，博士(後期)課程に１年以上在学すれば足りるものとする。

３　大学院設置基準第３条第３項の規定により標準修業年限を１年以上２年未満とした修士課程を修了した者及び同第16条第１項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件については，「修士課程における在学期間に３年を加えた期間」と「３年（修士課程に２年以上在学し，当該課程における在学期間を含む。)」とする。

４　第２項及び前項の規定にかかわらず，学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位〔学位規則（昭和28年文部省令第９号）第５条の２に規定する専門職学位をいう。〕を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が，博士課程の後期３年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は，大学院（専門職大学院を除く。以下この項において同じ。）に３年〔専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第１項の法科大学院の課程を修了した者にあっては，２年〕以上在学し，必要な研究指導を受けた上，当該研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，大学院に１年（標準修業年限が１年以上２年未満の専門職学位課程を修了した者にあっては，３年から当該１年以上２年未満の期限を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

第27条の２　削除

（学位の授与）

第28条　修士課程又は博士(後期)課程を修了した者には，北海学園大学学位規則の定めるところにより，修士又は博士の学位を授与する。

２　本大学院の博士(後期)課程を修了しない者であっても，博士論文を提出し，その審査及び試験に合格して，本大学院博士(後期)課程修了者と同等以上の学力があると認められる場合には，博士の学位を授与することができる。

３　北海学園大学学位規則は，別に定める。

（教育職員免許状の資格の取得）

第29条　教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は，教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

２　本大学院の研究科の専攻において，当該所要資格を取得できる教育職員の免許状の種類は，次のとおりとする。

研究科	専攻	教育職員の免許状の種類	(免許教科)
経済学研究科	経済政策専攻	中学校教諭専修免許状	社会
同上	同上	高等学校教諭専修免許状	地理歴史
同上	同上	高等学校教諭専修免許状	公民
同上	同上	高等学校教諭専修免許状	商業
経営学研究科	経営学専攻	高等学校教諭専修免許状	商業
法学研究科	法律学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
同上	同上	高等学校教諭専修免許状	公民
同上	政治学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
同上	同上	高等学校教諭専修免許状	公民
文学研究科	日本文化専攻	中学校教諭専修免許状	国語
同上	同上	高等学校教諭専修免許状	国語
同上	同上	高等学校教諭専修免許状	地理歴史

同　上	英米文化専攻	中学校教諭専修免許状	英　語
同　上	同　上	高等学校教諭専修免許状	英　語
同　上	同　上	高等学校教諭専修免許状	地理歴史
工学研究科	建設工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工　業

３　教育職員の免許状授与の所要資格を取得するための必要な事項は，別に定める。

第６章　賞罰

（表　彰）

第30条　学生で人物学業ともに優秀な者を，研究科委員会の議を経て，学長が表彰することができる。

（奨学制度）

第30条の２　学生育英のため，奨学制度を設ける。

２　奨学生規程は，別に定める。

（個人の秘密を守る義務）

第30条の３　学生は，本大学院の実習教育等を通して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

２　法令による証人等となり前項の秘密に属する事項を発表する場合には，あらかじめ学長の許可を得なければならない。

（懲　戒）

第31条　学生が本大学院の学則もしくは北海学園大学の諸規程に違反し，又は学生の本分に反する行為があったときは，研究科委員会の議を経て，学長がこれを懲戒することができる。

２　懲戒は，譴責，停学及び退学とする。

３　前項の退学は，次の各号の一に該当する学生に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力不振で成業の見込みがないと認められる者

(3) 本大学院の実習教育等を通して知り得た個人の秘密を漏らした者

(4) その他学生としての本分に反した者

第７章　授業料等，授業料等の免除

（授業料等）

第32条　学生は，別表第４に掲げる額の入学金，授業料，教育充実費及び実験実習費を，別に定めるところにより，納入しなければならない。

２　第４条の２第３項の長期履修の学生が履修期間を短縮して修了する場合，残存期間の授業料，教育充実費及び実験実習費を納入する。

３　特別の事情により，授業料，教育充実費及び実験実習費の納入が困難な場合は，学生は，別に定めるところにより，当該納入金を延納することができる。

４　休学者は，その期間中の授業料，教育充実費及び実験実習費の納入を免除する。ただし，別表第４による各分納期の途中で休学，退学する場合は，その期の授業料，教育充実費及び実験実習費の納入を免除しない。

５　本大学院学則第４条の２に定める標準修業年限又は修了年限(修士課程３年の長期履修及び博士（後期）課程５年の長期履修)を超えて在学する者が９月に課程を修了した場合は，別表第４に掲げる納入金のうち，第２期分の授業料・教育充実費・実験実習費を免除する。なお，９月修了に関しては研究科の定めるところによる。

（入学検定料等の不返還）

第33条　既に納入した入学検定料，入学金，授業料，教育充実費及び実験実習費は，返還しない。

第８章　運営組織

（学長）

第34条　学長は，校務をつかさどり，所属職員を統督する。

（研究科委員会）

第35条　研究科に，研究科委員会を置く。

２　研究科委員会は，その研究科の授業科目を担当する専任の教員をもって組織する。

３　削除

４　研究科委員会は，研究科長が招集し，その議長となる。

５　研究科長は，研究科委員会が必要と認めるときは，他の職員の出席を求め，意見を聴くことがで

きる。ただし，この職員は，議決に加わることはできない。
（研究科長）
第35条の２　研究科に，研究科長を置く。
２　研究科長は，その研究科の専任教授をもって充て，研究科を統括する。
３　研究科長の任期は，２年とする。ただし，再任を妨げない。
４　その選出方法及び職務については，別に定める。
（研究科委員会の審議事項）
第36条　研究科委員会は，その研究科に関する次の各号に掲げる事項を審議する。
(1) 研究科の組織に関する事項
(2) 教育研究の指導に関する事項
(3) 教員の選考に関する事項
(4) 学生の入学，留学，休学，退学，その他の学籍に関する事項
(5) 学生の表彰及び懲戒に関する事項
(6) 試験及び修士論文又は博士論文の審査に関する事項
(7) その他その研究科に関する重要な事項
２　研究科委員会は，前項に掲げる事項のうち第１号から第６号までの事項及びその他学長が定める事項について，学長に意見を述べるものとする。
第36条の２　削除
第36条の３　第36条の決定が他の研究科に著しい関連がある場合には，各研究科は大学院委員会の承認を得るものとする。
（大学院委員会）
第37条　本大学院に，大学院委員会を置く。
２　大学院委員会は，各研究科長及び各研究科委員会において委員の互選によって選任した２人の委員をもって組織する。
ただし，特別の事由のある場合は，この限りでない。
３　研究科委員会の委員の互選によって選任された委員の任期は，２年とする。
４　大学院委員会は，学長が招集し，その議長となる。
第38条　大学院委員会は，次の各号に掲げる事項を審議する。
(1) 教育研究の基本に関する事項
(2) 学位の授与に関する事項
(3) 学則その他の重要な規則の制定又は改廃に関する事項
(4) 将来の計画に関する事項
(5) その他本大学院に関する重要な事項
（事務組織）
第38条の２　本大学院は，大学院の事務を遂行するため，事務組織を設ける。
２　事務組織及び事務分掌については，別に定める。

第９章　研究生，法務研究員，委託生，特別聴講学生，聴講生，科目等履修生及び外国人学生

（研究生）
第39条　本大学院において，大学院修士課程，博士(後期)課程又は法科大学院の課程の修了者で特定事項につき研究を行なおうとする者があるときは，学長は，学生の教育に支障のない限り，研究科委員会の選考を経て，研究生として入学を許可することができる。
２　前項に定めるもののほか，研究生に関し必要な事項は，大学院委員会の議を経て，学長が定める。
（法務研究員）
第40条　本学法科大学院を修了した者が司法試験を受験するために引き続き本学の施設・図書等の利用を希望する場合には，学長は，学生の教育に支障のない限り，法学研究科委員会の議を経て，法務研究員として，これを許可することができる。
２　前項の法務研究員に関し必要な事項は，別に定める。
（委託生）
第41条　公の機関又は団体等から，本大学院において研究指導を受けさせるため，その職員を委託されたときは，学長は，学生の教育に支障のない限り，研究科委員会の選考を経て，委託生として，

これを許可することができる。
２　第39条第２項の規定は，委託生について準用する。
（特別聴講学生）
第42条　本大学院において，特定の授業科目を履修する他の大学院の学生があるときは，本大学院の学生の教育に支障のない限り，当該他大学院との協議に基づき，特別聴講学生として，その履修を認めることができる。
２　前項に定めるもののほか，特別聴講学生に関し必要な事項は，大学院委員会の議を経て，学長が定める。
（聴講生）
第43条　本大学院の特定の授業科目の聴講を希望する者があるときは，学長は，学生の教育に支障のない限り，研究科委員会の議を経て，聴講生として，これを許可することができる。
２　聴講生が授業科目の試験に合格したときは，証明書を交付する。
（科目等履修生）
第43条の２　本大学院の修士課程の特定の授業科目の履修を希望する者があるときは，学長は，学生の教育に支障のない限り，研究科委員会の議を経て，科目等履修生として，これを許可することができる。
２　前項に定めるもののほか，科目等履修生に関し必要な事項は，大学院委員会の議を経て，学長が定める。
（外国人学生）
第44条　外国人で第９条各号の一に該当する者の入学の願い出があるときは，学長は，研究科委員会の選考を経て，外国人学生として，入学を許可することができる。
２　外国人の入学手続については，別に定めるところによる。
（受講料等）
第45条　研究生，特別聴講学生，聴講生，科目等履修生及び委託生は，別表第５に掲げる金額を納入しなければならない。
２　単位互換協定校又は海外との学生交流協定に基づく特別聴講学生の入学金，受講料，実験実習費及び入学検定料は所定の手続きを経て不徴収とすることができる。
３　外国人学生の納入金は，別表第４及び第５に掲げる金額と同額とする。
（適用除外）
第46条　研究生，委託生，特別聴講学生，聴講生及び外国人学生については，この章で定めるもののほかは，この学則を準用する。ただし，研究生，委託生及び聴講生については，第５章の規定を，特別聴講学生及び科目等履修生については，第27条から第28条までの規定を準用しない。

第10章　附属施設

（研究所）
第47条　本大学院の各研究科に研究所を置くことができる。
２　研究所に関する規程は，別に定める。

第11章　雑則

（準則）
第48条　本学則において特に定めがない事項については，北海学園大学学則を準用する。
（学則の改廃）
第49条　本学則の改廃は，大学院委員会の議を経て学長が行い，理事会の承認を得るものとする。

附　則

この学則は，昭和45年４月１日から施行する。

附　則

この学則は，昭和48年４月１日から施行する。

附　則

この学則は，昭和51年４月１日から施行する。

附　則

この学則は，昭和56年４月１日から施行する。

附　則

この学則は，昭和60年４月１日から施行する。

附　則

1　この学則は，昭和61年４月１日から施行する。

2　第４条中，法学研究科法律学専攻の総定員「14人」とあるのは，昭和62年３月31日までは，「７人」と読み替えるものとする。

附　則

この学則は，昭和63年４月１日から施行する。

附　則

この学則は，平成元年４月１日から施行する。

附　則

この学則は，平成２年４月１日から施行する。

附　則

この学則は，平成３年４月１日から施行する。

附　則

この学則は，平成３年12月１日から施行する。

附　則

この学則は，平成４年４月１日から施行する。

附　則

この学則は，平成５年４月１日から施行する。

附　則

この学則は，平成６年４月１日から施行する。

附　則

この学則は，平成７年４月１日から施行する。

附　則

この学則は，平成８年４月１日から施行する。

附　則

この学則は，平成９年４月１日から施行する。

附　則

この学則は，平成10年４月１日から施行する。

附　則

この学則は，平成11年４月１日から施行する。

附　則

この学則は，平成12年４月１日から施行する。

附　則

この学則は，平成13年４月１日から施行する。

附　則

この学則は，平成14年４月１日から施行する。

附　則

この学則は，平成15年４月１日から施行する。

附　則

この学則は，平成16年４月１日から施行する。

附　則

この学則は，平成17年４月１日から施行する。

附　則

この学則は，平成18年４月１日から施行する。

附　則

この学則は，平成19年４月１日から施行する。

附　則

この学則は，平成20年４月１日から施行する。

附　則

この学則は，平成21年４月１日から施行する。

附　則

この学則は，平成22年４月１日から施行する。

附　則

この学則は，平成23年４月１日から施行する。

附　則

この学則は，平成24年４月１日から施行する。

附　則

この学則は，平成25年４月１日から施行する。

附　則

この学則は，平成26年４月１日から施行する。

附　則

この学則は，平成27年４月１日から施行する。

附　則

１　この学則は，平成28年４月１日から施行する。

２　第４条第1項の規定にかかわらず平成28年度の入学定員及び収容定員は，次のとおりとする。

平成28年度

研究科・修士課程	専　　攻	入学定員	収容定員
		人	人
経済学研究科	経済政策専攻	１５	３０
経営学研究科	経営学専攻	7	１４
法学研究科	法律学専攻	7	１４
	政治学専攻	5	１０
文学研究科	日本文化専攻	5	１０
	英米文化専攻	5	１０
工学研究科	建設工学専攻	6	１２
	電子情報工学専攻	－	6
	電子情報生命工学専攻	6	6

附　則

１　この学則は，平成29年４月１日から施行する。

２　第４条第１項の規定にかかわらず平成29年度の入学定員及び収容定員は，次のとおりとする。

平成29年度

研究科・修士課程	専　　攻	入学定員	収容定員
		人	人
経済学研究科	経済政策専攻	１５	３０
経営学研究科	経営学専攻	7	１４
法学研究科	法律学専攻	7	１４
	政治学専攻	5	１０
文学研究科	日本文化専攻	5	１０
	英米文化専攻	5	１０
工学研究科	建設工学専攻	6	１２
	電子情報工学専攻	－	－
	電子情報生命工学専攻	6	１２

附　則

１　この学則は，平成30年４月１日から施行する。

２　第４条第１項および同条第２項の規定にかかわらず平成30年度の入学定員及び収容定員は，次のとおりとする。

平成30年度

研究科・修士課程	専　　攻	入学定員	収容定員
		人	人
経済学研究科	経済政策専攻	１５	３０
経営学研究科	経営学専攻	7	１４
法学研究科	法律学専攻	7	１４
	政治学専攻	5	１０
文学研究科	日本文化専攻	5	１０
	英米文化専攻	5	１０
工学研究科	建設工学専攻	6	１２
	電子情報工学専攻	―	―
	電子情報生命工学専攻	6	１２

研究科・博士課程	専　　攻	入学定員	収容定員
		人	人
経済学研究科	経済政策専攻	3	9
経営学研究科	経営学専攻	3	9
法学研究科	法律学専攻	2	6
	政治学専攻	2	6
文学研究科	日本文化専攻	2	6
	英米文化専攻	2	6
工学研究科	建設工学専攻	2	6
	電子情報生命工学専攻	2	2

3　第４条第３項の規定にかかわらず，平成30年度から平成32年度の入学定員及び収容定員は，次のとおりとする。

平成30年度

研究科・専門職学位課程	専　　攻	入学定員	収容定員
		人	人
法務研究科	法務専攻	―	３６

平成31年度

研究科・専門職学位課程	専　　攻	入学定員	収容定員
		人	人
法務研究科	法務専攻	―	１８

平成32年度

研究科・専門職学位課程	専　　攻	入学定員	収容定員
		人	人
法務研究科	法務専攻	―	―

備考　法務研究科は，平成30年度から募集停止となるため収容定員のみの表示とする。

4　法務研究科の入学に関する規定は，平成30年度から適用しない。

附　則

1　この学則は，平成31年４月１日から施行する。

2　第４条第１項および同条第２項の規定にかかわらず平成31年度の入学定員及び収容定員は，次のとおりとする。

平成31年度

研究科・修士課程	専　　攻	入学定員	収容定員
		人	人
経済学研究科	経済政策専攻	１５	３０
経営学研究科	経営学専攻	7	１４
法学研究科	法律学専攻	7	１４
	政治学専攻	5	１０
文学研究科	日本文化専攻	5	１０
	英米文化専攻	5	１０
工学研究科	建設工学専攻	6	１２
	電子情報工学専攻	―	―
	電子情報生命工学専攻	6	１２

研究科・博士課程	専　　攻	入学定員	収容定員
		人	人
経済学研究科	経済政策専攻	3	9
経営学研究科	経営学専攻	3	9
法学研究科	法律学専攻	2	6
	政治学専攻	2	6
文学研究科	日本文化専攻	2	6
	英米文化専攻	2	6
工学研究科	建設工学専攻	2	6
	電子情報生命工学専攻	2	4

附　則

この学則は，令和２年４月１日から施行する。

附　則

この学則は，令和３年４月１日から施行する。

附　則

この学則は，令和４年４月１日から施行する。

附　則

この学則は，令和５年４月１日から施行する。

附　則

この学則は，令和６年４月１日から施行する。

附　則

この学則は，令和７年４月１日から施行する。

北海学園大学大学院経済学研究科規則

第１条　本規則は，北海学園大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第４条第５項により経済学研究科(以下「本研究科」という。)に関する事項を定める。

第２条　本研究科に修士課程及び博士(後期)課程を置き，専攻を経済政策専攻とする。

第３条　本研究科は，経済学の理論・歴史・政策全般について精深な学識と研究能力を養い，経済社会の専門分野において必要な高度な研究能力と豊かな学識を有する人材を養成することを目的とする。

第４条　本研究科に入学できる者は，大学院学則第９条各項に該当する者で，本研究科の行う選考に合格した者とする。

第５条　大学院学則第11条又は第12条に該当する者が，本研究科に転入学又は再入学を願い出た場合は，選考のうえ入学を許可することができる。

第６条　本研究科の授業科目及び単位は，大学院学則別表第１の１及び同別表第２の１とし，その履修方法等については，大学院学則の定めによるほか，別に定める「経済学研究科履修規程」によるものとする。ただし，他の大学院との間の単位互換制度の協定に基づき，認定単位数を定める場合は，その定めによる。

２　北海学園大学の学部の授業科目の履修を希望する学生があるときは，本研究科委員会の議を経て，許可することができる。

第７条　大学院学則第23条により，学生の指導教授は，本研究科委員会が定める。本研究科委員会は，特別な理由がある場合には，指導教授を変更することができる。

第８条　修士(経済学)の学位は，大学院学則第27条第１項に定められた修了要件をみたした者について，本研究科委員会の議を経て，大学院委員会で認証のうえ授与する。

２　博士(経済学)の学位は，大学院学則第27条第２項に定められた修了要件，又は同第28条第２項に定められた要件をみたした者について，本研究科委員会の議を経て，大学院委員会で認証のうえ授与する。

第９条　本研究科修士課程の授業科目中１科目又は数科目の聴講を願い出る者があるときは，本研究科委員会の議を経て，聴講生としてこれを許可することができる。

第10条　本研究科修士課程の特定の授業科目の履修を希望する者があるときは，学生の教育に支障がない限り，本研究科委員会の議を経て，科目等履修生としてこれを許可することができる。

第11条　特定の授業科目を履修して単位を修得しようとする他大学大学院の学生があるときは，本研究科委員会の議を経て，特別聴講学生としてこれを許可することができる。

２　前項の単位の修得については，大学院学則第26条を準用する。

第12条　研究指導を受けようとする大学院修士課程又は博士(後期)課程修了者があるときは，本研究科委員会の議を経て，研究生としてこれを許可することができる。

第13条　前４条の許可は，学期又は学年ごとに行う。

附　則

この規則は，昭和60年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，昭和61年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成元年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成５年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成７年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成12年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成18年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成19年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成19年６月１日から施行する。

附　則

この規則は，令和５年４月１日から施行する。

北海学園大学大学院経済学研究科履修規程

第１条　本規程は，北海学園大学大学院学則第19条の３第１項により，経済学研究科(以下「本研究科」という。)の研究指導及び履修に関する事項を定める。

第２条　修士課程の標準修業年限は２年，博士(後期)課程の標準修業年限は３年とする。

２　大学院学則第４条の２第３項，第４条の２第４項による長期履修（以下「長期履修」という。）の期間は，修士課程３年，博士（後期）課程５年とする。長期履修に係る取扱いは，別に定める。

３　学生は，修士課程には４年，博士(後期)課程には６年をこえて在学することはできない。

４　修士課程の在学期間に関しては，本大学院に入学する前に修得した単位数，その修得に要した期間その他を勘案し本大学院の修士課程の一部を履修したものと認め，1 年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

第３条　学生は，在学期間中に所定の授業科目を履修し，修士課程にあっては32単位以上，博士(後期)課程にあっては14単位以上を修得しなければならない。

２　学生は，第８条に定める期間内に修士論文又は博士論文を研究科長に提出しなければならない。

第４条　修士課程の学生は，１年次で指導教授の担当する講義４単位及び演習４単位，２年次で演習４単位を，また博士(後期)課程の学生は，１年次で指導教授の担当する特殊研究２単位及び演習２単位，２年次で演習４単位，３年次で演習４単位を履修しなければならない。ただし，第2条第4項の適用を受けた者については，履修年次を指定しない。また，両課程とも長期履修の学生については，別に定める。

２　学生は，指導教授及び本研究科委員会の承認を得て，他の研究科又は他の大学院の授業科目を履修することができる。ただし，他の大学院で履修した単位の認定は15単位を限度とする。

３　北海学園大学大学院学則24条の２に基づき，入学生または転入学生が他の大学院で履修して修得した単位の認定については，15単位を限度として本研究科委員会が行う。

４　第２項および第３項により認定を受けた単位数のうち，本研究科課程修了に必要な単位として認められるのは合計して20単位を限度とする。ただし，博士（後期）課程の学生にあっては合計して12単位を限度とする。

第５条　大学院設置基準第14条に基づき入学した社会人特例学生は，在学期間の全期間にわたって夜間で履修することができる。

２　修士課程の社会人特例学生が昼間開講科目を修得できる単位数は，原則として16単位，また博士(後期)課程の学生は，６単位をこえないものとする。

第６条　学生は，学年の始めに指導教授の指導を受けて履修科目を定め，所定の手続きにより，指定された期間に履修登録を行わなければならない。ただし，他の大学院との間の単位互換制度の協定に基づき授業科目を履修する場合は，あらかじめ本研究科委員会に願い出て，許可を受けなければならない。

２　履修登録した授業科目の変更は，認めない。

３　成績の判定は，履修登録した授業科目についてのみ行う。

第７条　北海学園大学大学院学則第19条の３第２項により履修した北海学園大学（以下「本大学」という。）の学部の授業科目の単位修得の認定は，本大学の学則に基づいて行うものとする。

第８条　修士論文の提出期限は，修士課程第２年次以降，毎学年１月20日までとし，博士論文の提出期限は，博士(後期)課程第３年次以降，毎学年12月５日までとする。だたし，修士課程については，在学期間２年を超えてなお在学し，かつ，９月修了を希望する者は，毎学年６月25日までに提出するものとし，博士(後期)課程については，在学期間３年を超えてなお在学し，かつ，９月修了を希望する者は，毎学年６月25日までに提出するものとする。ただし，両課程とも長期履修の学生については別に定める。

２　修士論文及び博士論文は，指導教授の指導を受けて作成し，定められた期間内に履歴書２通を添えて，研究科長に提出しなければならない。

３　修士論文及び博士論文は，正１通，副３通を提出するものとする。

第９条　所定の単位を修得し，かつ，修士論文又は博士論文を提出した者につき，提出された論文を中心として口頭又は筆記による最終試験を行う。

第10条　教員の異動，長期にわたる外国出張，その他やむをえない事情のあるときは，本研究科委員会の議を経て，適宜の措置を講ずることができる。

附　則

この規程は，平成７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成11年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成13年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成20年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成23年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成25年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成27年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，令和３年４月１日から施行する。

北海学園大学大学院経営学研究科規則

第１条　本規則は，北海学園大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第４条第５項により経営学研究科(以下「本研究科」という。)に関する事項を定める。

第２条　本研究科に修士課程及び博士(後期)課程を置き，専攻を経営学専攻とする。本研究科は，建学の精神(自由で不屈な開拓者精神)に則り，学部での「組織を中心とした経営学教育」，「実践志向の経営学教育」，「グローバルな視点に立つ経営学教育」，「情報分析を重視した経営学教育」，「人間行動の側面を重視した経営学教育」の教育方針を踏まえたうえで，専門的な学術の理論を教授し，専攻分野における研究能力を養うとともに，21世紀の国際社会及び地域経済社会に貢献する学識豊かな高度職業人の育成を目的とする。

２　修士課程は，学部での基本原理の修得と実践への適用能力を基礎に，さらに高度な専門性，総合性，実践性を専攻分野において教授し，課題を探求し，解決する能力を備えた実践的研究者及び高度職業人を育成することを目的とする。

３　博士(後期)課程は，修士課程で修得した課題探求能力及び実践的問題解決能力を基礎に，既存原理への問題提起や新原理の探求を行いうる高度な研究能力を有する学識豊かな実践的研究者及び指導的な高度職業人を育成することを目的とする。

第３条　本研究科に入学できる者は，大学院学則第９条各項に該当する者で，本研究科の行う選考に合格した者とする。

２　大学院学則第９条第１項第７号による入学資格は，本研究科で別に定める。

第４条　大学院学則第11条又は第12条に該当する者が，本研究科に転入学又は再入学を願い出た場合は，選考のうえ入学を許可することができる。

第５条　本研究科の授業科目及び単位は，大学院学則別表第１の２及び同別表第２の２とし，その履修方法等については，大学院学則の定めによるほか，別に定める「経営学研究科履修規程」及び「経営学研究科長期履修の取扱いに関する内規」によるものとする。

　ただし，他の大学院との間の単位互換制度の協定に基づき，認定単位数を定める場合は，その定めによる。

２　北海学園大学の学部の授業科目の履修を希望する学生があるときは，本研究科委員会の議を経て，許可することができる。

第６条　大学院学則第23条により，学生の指導教授は，本研究科委員会が定める。本研究科委員会は，特別な理由がある場合には，指導教授を変更することができる。

第７条　修士(経営学)の学位は，大学院学則第27条第１項に定められた修了要件をみたした者について，本研究科委員会の議を経て，大学院委員会で認証のうえ授与する。

２　博士(経営学)の学位は，大学院学則第27条第２項に定められた修了要件，又は同第28条第２項に定められた要件をみたした者について，本研究科委員会の議を経て，大学院委員会で認証のうえ授与する。

第８条　本研究科修士課程の授業科目中１科目又は数科目の聴講を願い出る者があるときは，本研究科委員会の議を経て，聴講生としてこれを許可することができる。

第９条　本研究科修士課程の特定の授業科目の履修を希望する者があるときは，学生の教育に支障がない限り，本研究科委員会の議を経て，科目等履修生としてこれを許可することができる。

第10条　特定の授業科目を履修して単位を修得しようとする他大学大学院の学生があるときは，本研究科委員会の議を経て，特別聴講学生としてこれを許可することができる。

２　前項の単位の修得については，大学院学則第26条を準用する。

第11条　研究指導を受けようとする大学院修士課程修了者又は博士(後期)課程修了者若しくは単位取得満期退学者があるときは，本研究科委員会の議を経て，研究生としてこれを許可することができる。

第12条　前４条の許可は，学期又は学年ごとに行う。

附　則

この規則は，平成12年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成14年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成18年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成19年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成19年６月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成21年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成23年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成23年７月１日から施行する。

附　則

この規則は，令和５年７月１日から施行する。

北海学園大学大学院経営学研究科履修規程

第１条　本規程は，北海学園大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第19条の３第１項により，経営学研究科(以下「本研究科」という。)の研究指導及び履修に関する事項を定める。

第２条　修士課程の標準修業年限は２年，博士(後期)課程の標準修業年限は３年とする。

２　前項の規定にかかわらず，大学院学則第４条の２第４項により長期履修の期間（以下「長期履修期間」という。）は，修士課程３年，博士（後期）課程５年とする。長期履修にかかわる取扱いは，「経営学研究科長期履修の取扱いに関する内規」に定める。

３　学生は，修士課程には４年，博士(後期)課程には６年をこえて在学することはできない。

４　修士課程の在学期間に関しては，本研究科に入学する前に修得した単位数，その修得に要した期間その他を勘案し本研究科の修士課程の一部を履修したものと認められるときは，１年を超えない範囲で本研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

第３条　学生は，在学期間中に所定の授業科目を履修し，修士課程にあっては30単位以上，博士(後期)課程にあっては14単位以上を修得しなければならない。ただし，両課程ともに論文指導の各授業科目を修了要件に含めることはできない。

２　学生は，本規程第８条に定める期間内に修士論文又は博士論文を研究科長に提出しなければならない。

第４条　修士課程の学生は，指導教授の担当する講義及び演習Ⅰを１年次に，演習Ⅱを２年次に履修しなければならない。ただし，第２条第４項の適用を受けた者については，履修年次を指定しない。また，博士(後期)課程の学生は，指導教授の担当する特殊研究Ⅰ及び特殊研究Ⅱを１年次に，特殊研究Ⅲを２年次に，特殊研究Ⅳを３年次に履修しなければならない。

２　修士課程の学生は，指導教授及び本研究科委員会の承認を得て，他の研究科又は他の大学院の授業科目を履修することができる。

　ただし，本項の規定により履修した授業科目の単位のうち本研究科課程修了に必要な単位として認められるのは，15単位を限度とする。

３　大学院学則第24条の２により認定を受けた単位数は，前項により与えることのできる単位数とは別に15単位を限度とする。

４　第２項及び第３項で修得したものとみなすことができる単位数は，合わせて20単位を超えないものとする。

第５条　大学院設置基準第14条に基づき入学した社会人特例学生は，在学期間の全期間にわたって夜間及び土曜日全日で履修することができる。

２　前項の学生が土曜日を除く昼間開講科目を修得できる単位数は，原則として修士課程にあっては12単位，また博士にあっては６単位をこえないものとする。

第６条　学生は，学年の始めに指導教授の指導を受けて履修科目を定め，所定の手続きにより，指定された期間に履修登録を行わなければならない。ただし，他の大学院との間の単位互換制度の協定に基づき授業科目を履修する場合は，あらかじめ本研究科委員会に願い出て，許可を受けなければならない。

２　履修登録した授業科目の変更は，認めない。

３　成績の判定は，履修登録した授業科目についてのみ行う。

第７条　大学院学則第19条の３第２項により履修した北海学園大学（以下「本大学」という。）の学部の授業科目の単位修得の認定は，本大学の学則に基づいて行うものとする。

第８条　修士論文の提出期限は，修士課程第２年次以降，毎学年１月20日までとし，博士論文の提出期限は，博士(後期)課程３年次以降，毎学年12月５日までとする。ただし，修士課程については，在学期間２年を超えてなお在学し，かつ，９月の修了を希望する者は，毎学年６月20日までに提出できるものとし，博士(後期)課程については，在学期間３年を超えてなお在学し，かつ，９月の修了を希望する者は，毎学年６月５日までに提出できるものとする。

２　修士論文及び博士論文は，指導教授の指導を受けて作成し，定められた期間内に履歴書２通を添えて，研究科長に提出しなければならない。

３　修士論文及び博士論文は，正１通，副２通を提出するものとする。

第９条　所定の単位を修得し，かつ，修士論文又は博士論文を提出した者につき，提出された論文を中心として口頭又は筆記による最終試験を行う。

第10条　教員の異動，長期にわたる外国出張，その他やむをえない事情のあるときは，本研究科委員会の議を経て，適宜の措置を講ずることができる。

附　則

この規程は，平成12年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成13年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成14年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成20年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成23年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，令和３年４月１日から施行する。

北海学園大学大学院法学研究科規則

第１条　本規則は，北海学園大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第４条第５項により法学研究科(以下「本研究科」という。)に関する事項を定める。

第２条　本研究科に修士課程を置き，専攻を法律学専攻と政治学専攻とする。

２　本研究科に博士(後期)課程を置き，専攻を法律学専攻と政治学専攻とする。

３　本研究科の科長は，博士(後期)課程の専任教員より選出されるものとする。

第３条　法学研究科の法律学専攻及び政治学専攻の教育・研究上の目的を以下のとおり定める。

(1) 法律学専攻

社会人を含めた知的探究心のある人々に広く門戸を開き，現代法学の基礎的領域に関する広く深い素養及び高度な専門的能力を有する人材を育成するとともに，わが国及び国際社会における複雑かつ困難な法的問題を予防し解決するために必要とされる総合的分析能力及び批判的検討能力を陶冶し，もって人類社会に貢献することを目的とする。

(2) 政治学専攻

社会人を含めた知的探求心のある人々に広く門戸を開き，現代政治学の基礎的領域の広く深い素養及び高度な専門的能力を有する人材を育成するとともに，地域に根ざした民主主義を推進するために必要な北海道を始めとする地域社会の政治分析に加え，国内のみならず国際社会をも含めた幅広い政治現象に対する総合的分析能力及び批判的検討能力を陶冶し，もって人類社会に貢献することを目的とする。

第４条　本研究科に入学できる者は，大学院学則第９条各項に該当する者で，本研究科の行う選考に合格した者とする。

第５条　大学院学則第11条又は第12条に該当する者が，本研究科に転入学又は再入学を願い出た場合は，選考のうえ入学を許可することができる。

第６条　本研究科の授業科目及び単位は，大学院学則別表第１の３法学研究科の（1）法律学専攻及び（2）政治学専攻並びに同別表第２の３法学研究科の（1）法律学専攻及び（2）政治学専攻のとおりとする。その履修方法等については，大学院学則の定めによるほか，別に定める「法学研究科履修規程」及び「法学研究科長期履修の取扱いに関する内規」によるものとする。ただし，他の大学院との間の単位互換制度の協定に基づき，認定単位数を定める場合は，その定めによる。

２　学生が，学部の授業科目を履修しようとするときは，研究科長の許可を受け，学部規則所定の手続きを経なければならない。

第７条　大学院学則第23条により，学生の指導教授は，本研究科委員会が定める。本研究科委員会は，特別な理由がある場合には，指導教授を変更することができる。

第８条　修士（法学）又は修士（政治学）の学位は，大学院学則第27条第１項に定められた修了要件をみたした者について，本研究科委員会の議を経て，大学院委員会で認証のうえ授与する。

２　博士（法学）又は博士（政治学）の学位は，大学院学則第27条第２項に定められた修了要件，又は第28条第２項に定められた要件をみたした者について，本研究科委員会の議を経て，大学院委員会で認証のうえ授与する。

第９条　本研究科の授業科目中１科目又は数科目の聴講を願い出る者があるときは，本研究科委員会の議を経て，聴講生としてこれを許可することができる。

第10条　本研究科修士課程の特定の授業科目の履修を希望する者があるときは，学生の教育に支障がない限り，本研究科委員会の議を経て，科目等履修生としてこれを許可することができる。

第11条　特定の授業科目を履修して単位を修得しようとする他大学大学院の学生があるときは，本研究科委員会の議を経て，特別聴講学生としてこれを許可することができる。

２　前項の単位の修得については，大学院学則第26条を準用する。

第12条　研究指導を受けようとする大学院修士課程修了者又は博士(後期)課程修了者若しくは単位取得満期退学者があるときは，本研究科委員会の議を経て，研究生としてこれを許可することができる。

第13条　前４条の許可は，学期又は学年ごとに行う。

附　則

この規則は，昭和61年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成２年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成３年12月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成４年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成６年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成７年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成８年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成９年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成15年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成17年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成18年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成19年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成19年６月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成23年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成26年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，令和５年４月１日から施行する。

北海学園大学大学院法学研究科履修規程

第１条　修士課程の標準修業年限は２年，博士(後期)課程の標準修業年限は３年とする。

２　前項の規定にかかわらず，大学院学則第４条の２第４項により長期履修の期間（以下「長期履修期間」という。）は，修士課程３年，博士（後期）課程５年とする。長期履修にかかわる取扱いは，「法学研究科長期履修の取扱いに関する内規」に定める。

３　学生は修士課程には４年，博士(後期)課程には６年をこえて在学することはできない。

４　修士課程の在学期間に関しては，本研究科に入学する前に修得した単位数，その修得に要した期間その他を勘案し本研究科の修士課程の一部を履修したものと認められるときは，１年を超えない範囲で本研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

第２条　学生は，在学期間中に所定の授業科目を履修し，修士課程にあっては30単位以上，博士(後期)課程にあっては12単位以上を修得しなければならない。

２　学生は，第８条に定める期間内に修士論文又は博士論文を研究科長に提出しなければならない。

第３条　修士課程の学生は，指導教授の担当する講義４単位を１年次で，指導教授の担当する演習８単位（単年度で演習８単位は履修できない）を履修しなければならない。ただし，大学院設置基準第14条による教育方法の特例対象となる学生（以下「社会人特例学生」という。）は，指導教授の担当する演習については，４単位の履修で足りる。

２　前項の規定にかかわらず，第１条第４項の規定により，修士課程の在学期間の短縮が認められた学生については，前項の指導教授の担当科目の履修年次の指定及び単年度における履修単位数の制限は，適用しないものとする。

３　博士(後期)課程の学生は，指導教授の担当する講義４単位を各年次ごとに履修しなければならない。ただし，博士(後期)課程の学生が大学院学則第24条第３項により外国の大学院で修得した単位のうち４単位は，指導教授及び研究科委員会の承認を得て指導教授の講義の単位と認定することができる。

４　学生が指導教授以外の担当する演習を履修する場合には，あらかじめ担当教員の許可を受けるものとする。

５　本研究科修士課程の他専攻授業科目については，指導教授及び本研究科委員会の承認を得て，相互に12単位まで，博士(後期)課程の他専攻授業科目については，指導教授及び本研究科委員会の承認を得て，相互に４単位まで履修することができる。

６　学生は，指導教授及び本研究科委員会の承認を得て，他の研究科又は他の大学院若しくは北海学園大学(以下「本大学」という。)の学部の授業科目を履修することができる。ただし，本項の規定により履修した他の研究科又は他の大学院の授業科目の単位のうち，本研究科課程修了に必要な単位として認められるのは，15単位を限度とする。

７　前項の規定により履修した本大学における学部の授業科目の単位修得の認定は，本大学の学則に基づいて行うものとする。

第４条　社会人特例学生は，在学期間の全期間にわたって夜間で履修することができる。

第５条　学生は，学年の始めに，その年度に履修する授業科目を所定の方式にしたがって登録しなければならない。ただし，他の大学院との間の単位互換制度の協定に基づき登録の時期を別に定める場合は，この限りでない。

２　履修登録した授業科目の変更は，認めない。

３　成績の判定は，履修登録した授業科目についてのみ行う。

第６条　本研究科に入学した学生が，入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）は，本研究科が教育上有益と認めるときは，本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなし，研究科委員会の議を経て認定することができる。

２　前項により認定を受けることのできる単位数は，15単位を限度とする。

第７条　本研究科委員会は，転入学生が他の大学院で履修して修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)について相当と認めるときは，15単位を限度として本研究科所定の単位とみなすことができる。

第７条の２　本研究科委員会が第３条第６項，第６条第２項及び前条で認定できる単位数は，合わせて

20 単位を超えないものとする。

第８条　修士論文の提出期限は，修士課程第２年次以降，毎学年１月14日までとし，博士論文の提出期限は，博士(後期)課程第３年次以降，毎学年12月５日までとする。ただし，修士課程については，在学期間２年を超えてなお在学し，かつ，９月修了を希望する者は，毎学年６月25日までに提出できるものとし，博士(後期)課程については，在学期間３年を超えてなお在学し，かつ，９月修了を希望する者は，毎学年５月15日までに提出できるものとする。

２　修士論文及び博士論文は，指導教授の指導を受けて作成し，定められた期間内に履歴書２通を添えて，研究科長に提出しなければならない。

３　修士論文及び博士論文は，正１通，副３通を提出するものとする。

第８条の２　大学院学則第28条第２項に定める博士の学位授与を受けようとする者の論文提出期限は，毎学年５月15日又は12月５日までとする。

第９条　所定の単位を修得し，かつ，修士論文又は博士論文を提出した者につき，提出された論文を中心として口頭又は筆記による試験を行う。

第10条　教員の異動，長期にわたる外国出張，その他やむをえない事情のあるときは，本研究科委員会の議を経て，適宜の措置を講ずることができる。

附　則

この規程は，昭和61年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成８年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成９年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成10年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成11年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成13年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成15年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成17年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成19年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成20年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成23年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，令和５年４月１日から施行する。

北海学園大学大学院文学研究科規則

第１条　本規則は，北海学園大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第４条第５項により文学研究科(以下「本研究科」という。)に関する事項を定める。

第２条　本研究科に修士課程を置き，専攻を日本文化専攻と英米文化専攻とする。

２　本研究科に博士(後期)課程を置き，専攻を日本文化専攻と英米文化専攻とする。

３　日本文化専攻は，暮らしのかたちである文化を己の目でみつめ，己の心に根ざした思いを問い質す営みをとおし，日本文化の創造的発展を担いうる人物の養成を目的とする。英米文化専攻は，ヨーロッパ社会が生み育てた近代文明を根底から問う営みをとおし，日本文化を創造的に覚醒しうる人物の養成を目的とする。

４　本研究科の科長は，博士(後期)課程の専任教員より選出される。

第３条　本研究科に入学できる者は，大学院学則第９条各号に該当する者で，本研究科の行う選考に合格した者とする。

第４条　大学院学則第11条又は第12条に該当する者が，本研究科に転入学又は再入学を願い出た場合は，選考のうえ入学を許可することができる。

第５条　本研究科の授業科目及び単位は，大学院学則別表第１の４文学研究科（１）日本文化専攻及び（２）英米文化専攻並びに同別表第２の４文学研究科（１）日本文化専攻及び（２）英米文化専攻とし，履修に関する事項については，別に定める。

　ただし，他の大学院との間の単位互換制度の協定に基づき，認定単位数を定める場合は，その定めによる。

２　北海学園大学の学部の授業科目の履修を希望する学生があるときは，本研究科委員会の議を経て，許可することができる。

第６条　大学院学則第23条により，学生の指導教授は，本研究科委員会が定める。本研究科委員会は，特別な理由がある場合には，指導教授を変更することができる。

第７条　修士(文学)の学位は，大学院学則第27条第１項に定められた修了要件をみたした者について，本研究科委員会の議を経て，大学院委員会で認証のうえ授与する。

２　博士(文学)の学位は，大学院学則第27条第２項に定められた修了要件又は第28条第２項に定められた要件をみたした者について，本研究科委員会の議を経て，大学院委員会で認証のうえ授与する。

第８条　本研究科修士課程の授業科目中１科目又は数科目の聴講を願い出る者があるときは，本研究科委員会の議を経て，聴講生としてこれを許可することができる。

第９条　本研究科修士課程の特定の授業科目の履修を希望する者があるときは，学生の教育に支障がない限り，本研究科委員会の議を経て，科目等履修生としてこれを許可することができる。

第10条　特定の授業科目を履修して単位を修得しようとする他大学大学院の学生があるときは，本研究科委員会の議を経て，特別聴講学生としてこれを許可することができる。

２　前項の単位の修得については，大学院学則第26条を準用する。

第11条　研究指導を受けようとする大学院修士課程修了者又は博士(後期)課程修了者若しくは単位修得満期退学者があるときは，本研究科委員会の議を経て，研究生としてこれを許可することができる。

第12条　前４条の許可は，学期又は学年ごとに行う。

第13条　国費外国人留学生の受入れに関する事項は，本規則の規定にかかわらず，実施機関の定めるところによる。

附　則

この規則は，平成11年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成13年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成15年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成17年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成18年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成19年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成19年６月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成23年４月１日から施行する。

附　則

１　この規則は，平成24年４月１日から施行する。

２　本規則第５条第１項に規定する平成24年４月１日施行の大学院学則別表第１の４（１）は，平成22年度入学生から適用する。

附　則

この規則は，平成25年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成27年４月１日から施行する。

附　則

１　この規則は，平成28年４月１日から施行する。

２　本規則第５条第１項に規定する平成28年４月１日施行の大学院学則別表は，平成27年度入学生から適用する。

附　則

１　この規則は，平成30年４月１日から施行する。

２　本規則第５条第１項に規定する平成30年４月１日施行の大学院学則別表第１の４（2）は，平成27年度入学生から適用する。

附　則

１　この規則は，平成31年４月１日から施行する。

２　本規則第５条第１項に規定する平成31年４月１日施行の大学院学則別表第１の４（2）は，平成27年度入学生から適用する。

附　則

１　この規則は，令和３年４月１日から施行する。

２　本規則第５条第１項に規定する令和３年４月１日施行の大学院学則別表第１の４（1）は，平成27年度入学生から適用する。

附　則

１　この規則は，令和５年４月１日から施行する。

２　本規則第５条第１項に規定する令和５年４月１日施行の大学院学則別表第２の４（2）は，平成27年度入学生から適用する。

北海学園大学大学院文学研究科履修規程

第１条　本規程は，北海学園大学大学院学則(以下「大学院学則」という)第19条の３第１項により，文学研究科(以下「本研究科」という。)の研究指導及び履修に関する事項を定める。

第２条　修士課程の標準修業年限は２年，博士（後期）課程の標準修業年限は３年とする。

２　前項の規定にかかわらず，大学院学則第４条の２第４項により長期履修の期間は，修士課程３年，博士（後期）課程５年とする。長期履修にかかわる取扱いは，「文学研究科長期履修の取扱いに関する内規」に定める。

３　学生は，修士課程には４年，博士（後期）課程には６年をこえて在学することはできない。

４　修士課程の在学期間に関しては，本研究科に入学する前に修得した単位数，その修得に要した期間その他を勘案し本研究科の修士課程の一部を履修したものと認められるときは，１年を超えない範囲で本研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

第３条　学生は，在学期間中に所定の授業科目を履修し，修士課程にあっては32単位以上，博士(後期）課程にあっては12単位以上を修得しなければならない。

２　学生は，定められた期間内に修士論文又は博士論文を研究科長に提出しなければならない。

第４条　修士課程の学生は，指導教授の担当する講義４単位及び演習計８単位（１～２年次開講）を必修科目とし，博士（後期）課程の学生は，指導教授の担当する特殊研究計12単位（１～３年次開講）を必修科目とする。

２　学生は，指導教員以外の演習を履修する場合には，あらかじめ担当教員の許可を受けなければならない。但し，指導教員以外の演習の履修は８単位までとする。

３　本研究科修士課程の他専攻授業科目については，指導教授及び本研究科委員会の承認を得て，本研究科修了に必要な単位として上限なく履修することができる。

４　学生は，指導教授及び本研究科委員会の承認を得て，他の研究科の授業科目を履修することができる。但し，本項の規定により履修した授業科目の単位のうち本研究科修了に必要な単位として認められるのは，15単位を限度とする。

５　学生は，指導教授及び本研究科委員会の承認を得て，北海学園大学(以下「本大学」という。)の学部の授業科目を履修することができる。但し，本項の規定により履修した本大学の単位修得の認定は，本大学の学則に基づいて行うものとする。

第５条　大学院学則第25条に基づき教育方法の特例で入学した学生(以下「社会人学生」という)は，在学期間の全期間にわたって夜間で履修することができる。

第６条　学生は，学年の始めに指導教授の指導を受けて履修科目を定め，所定の手続きにより，指定された期間に履修登録をおこなわなければならない。但し，他の大学院との間の単位互換制度の協定に基づき授業科目を履修する場合は，あらかじめ本研究科委員会に願い出て，許可を受けなければならない。

２　大学院学則第15条第１項及び第３項に基づいて後期から翌年度の前期の終わりまで休学する学生が，休学前に履修していた通年科目を復学年度の後期に引き続き履修する場合（継続履修）の取扱いは，「文学研究科継続履修内規」の定めによる。

第７条　転入学生が他の大学院で履修して修得した単位の認定については，15単位を限度として本研究科委員会が行う。

２　第４条第４項及び前 1 項で修得したものとみなすことができる単位数は，合わせて 20 単位を超えないものとする。

第８条　修士論文の提出期限は，原則として，毎年１月10日までとし，博士論文の提出期限は，毎年12月10日までとする。ただし，第２条の標準修業年限を越えて在学し，第３条１項に定められた単位を前年度中に修得し，必要な研究指導を受けており，かつ，９月修了を希望する者は，原則として，修士論文の提出期限を毎年７月10日とし，博士論文の提出期限を毎年６月10日とする。

２　修士論文又は博士論文は，指導教授の指導を受けて作成し，定められた期間内に正１通，副２通に履歴書２通を添えて研究科長に提出しなければならない。

第９条　大学院学則第28条第２項に定める博士の学位を受けようとする者の論文提出期限は，原則として毎年６月10日又は12月10日までとする。

第10条　所定の単位を修得し，かつ，修士論文又は博士論文を提出した者につき，提出された論文を中心として口頭又は筆記による最終試験を行う。

第11条　教員の異動，長期にわたる外国出張，その他やむをえない事情のあるときは，本研究科委員会の議を経て，適宜の措置を講じることができる。

附　則

この規程は，平成11年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成13年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成17年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成18年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成20年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成23年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成24年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成25年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成27年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成31年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，令和３年４月１日から施行する。

北海学園大学大学院工学研究科規則

第１条　本規則は，北海学園大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第４条第５項により工学研究科(以下「本研究科」という。)に関する事項を定める。

第２条　本研究科に修士課程及び博士(後期)課程を置き，専攻は次のとおりとする。

修士課程

建設工学専攻

電子情報生命工学専攻

博士（後期）課程

建設工学専攻

電子情報生命工学専攻

第３条　本研究科は，建設工学専攻分野及び電子情報生命工学専攻分野における基礎的・応用的な専門知識と技術を身に付け，人間社会と地球の未来を見渡す広い視野を持ち，創造性豊かな研究者・技術者として，新しい科学技術の研究開発やその具体的実現を積極的に担っていく人材の育成を目指す。

第４条　本研究科に入学できる者は，大学院学則第９条各項に該当する者で，本研究科の行う選考に合格した者とする。

第５条　大学院学則第11条又は第12条に該当する者が，本研究科に転入学又は再入学を願い出た場合は，選考のうえ入学を許可することができる。

第６条　本研究科の授業科目及び単位は，大学院学則別表第１のうち，５工学研究科（1）建設工学専攻，（2）電子情報生命工学専攻及び同別表第２のうち，５工学研究科（1）建設工学専攻，（2）電子情報生命工学専攻のとおりとし，その履修方法等については，大学院学則の定めによるほか，別に定める「工学研究科履修規程」及び「工学研究科長期履修の取扱いに関する内規」によるものとする。

２　本大学の学部の授業科目の履修を希望する学生があるときは，本研究科委員会の議を経て，許可することができる。

第７条　大学院学則第23条により，学生の指導教授は，本研究科委員会が定める。本研究科委員会は，特別な理由がある場合には，指導教授を変更することができる。

第８条　修士(工学)の学位は，大学院学則第27条第１項に定められた修了要件をみたした者について，本研究科委員会の議を経て，大学院委員会で認証のうえ授与する。

２　博士(工学)の学位は，大学院学則第27条第２項，第３項及び第４項，又は同第28条第２項に定められた修了要件をみたした者について，本研究科委員会の議を経て，大学院委員会で認証のうえ授与する。

第９条　本研究科の授業科目のうち，一又は複数の授業科目の履修を願い出る者があるときは，本研究科委員会の議を経て，聴講生又は科目等履修生としてこれを許可することができる。

第10条　特定の授業科目を履修して単位を修得しようとする他大学大学院の学生があるときは，本研究科委員会の議を経て，特別聴講学生としてこれを許可することができる。

２　前項の単位の修得については，大学院学則第26条を準用する。

第11条　研究指導を受けようとする大学院修士課程又は博士(後期)課程修了者があるときは，本研究科委員会の議を経て，研究生としてこれを許可することができる。

第12条　前３条の許可は，学期又は学年ごとに行う。

附　則

この規則は，平成３年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成６年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成７年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成11年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成13年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成18年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成19年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成19年６月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成23年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成25年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成28年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成30年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，令和２年４月１日から施行する。

北海学園大学大学院工学研究科履修規程

第１条　修士課程の標準修業年限は２年，博士(後期)課程の標準修業年限は３年とする。
２　前項の規定にかかわらず，大学院学則第４条の２第４項により長期履修の期間は，修士課程３年，博士（後期）課程５年とする。長期履修にかかわる取扱いは，「工学研究科長期履修の取扱いに関する内規」に定める。
３　学生は，修士課程には４年，博士(後期)課程には６年をこえて在学することはできない。
４　修士課程の在学期間に関しては，本研究科に入学する前に修得した単位数，その修得に要した期間その他を勘案し本研究科の修士課程の一部を履修したものと認められるときは，１年を超えない範囲で本研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。
第２条　学生は，在学期間中に所定の授業科目を履修し，修士課程にあっては30単位以上(特別研究６単位，ゼミナール６単位，その他の授業科目から18単位以上)，博士(後期)課程にあっては14単位以上(特殊研究６単位，講義８単位以上)を修得しなければならない。
２　学生は，第７条に定める期間内に修士論文又は博士論文を研究科長に提出しなければならない。
３　大学院学則第27条第１項に基づき修士論文に代えて特定の課題についての研究の成果（以下「修士特定課題研究」という。）を提出することができる。
４　前項の場合，本規程における「修士論文」を「修士特定課題研究」と読み換えるものとする。
第３条　修士課程の学生は，指導教授の担当する講義２単位，ゼミナール６単位，特別研究６単位，また博士(後期)課程の学生は，指導教授の担当する講義４単位，特殊研究６単位を修得しなければならない。
２　学生は，指導教授及び本研究科委員会の承認を得て，他の研究科又は他の大学院若しくは北海学園大学(以下「本大学」という。)の学部の授業科目を履修することができる。ただし，本項の規定により履修した他の研究科又は他の大学院の授業科目の単位のうち，本研究科課程修了に必要な単位として認められるのは，15単位を限度とする。
３　前項の規定により履修した本大学の学部の授業科目の単位修得の認定は，本大学の学則に基づいて行うものとする。
４　大学院学則第 24 条の２に基づき，入学生又は転入学生が他の大学院で履修して修得した単位の認定については，15 単位を限度として本研究科委員会が行う。
５　大学院学則第 24 条の３に基づき，第２項及び第４項で修得したものとみなすことができる単位数は，合わせて 20 単位を超えないものとする。
６　修士課程の学生は，指導教授の承認を得て，他の専攻及び他の系の授業科目を，10 単位を限度として履修することができる。修得した単位は，修了に必要な単位及び第３条第１項の単位に含む。
第４条　学生は，学年の始めに，その年度に履修する授業科目を所定の方式にしたがって登録しなければならない。
２　履修登録した授業科目の変更は，原則として認めない。
３　成績の判定は，履修登録した授業科目についてのみ行う。
第５条　大学院学則第25条に基づき教育方法の特例で入学した学生(「社会人特例学生」という)は，在学期間の全期間にわたって夜間で履修することができる。
第６条　修士論文の提出期限は，修士課程第２年次以降，毎学年１月20日までとし，博士論文の提出期限は，博士(後期)課程第３年次以降，毎学年12月５日までとする。ただし，修士課程については，在学期間２年を超えてなお在学し，かつ，９月修了を希望する者は，毎学年６月25日までに提出できるものとし，博士(後期)課程については，在学期間３年を超えてなお在学し，かつ，９月修了を希望する者は，毎学年６月15日までに提出できるものとする。
２　修士論文及び博士論文は，指導教授の指導を受けて作成し，定められた期間内に履歴書２通を添えて，研究科長に提出しなければならない。
３　修士論文及び博士論文は，正１通，副３通を提出するものとする。
第７条　大学院学則第28条第２項に定める博士の学位を受けようとする者の論文提出期限は，毎年６月15日又は12月５日までとする。
第８条　所定の単位を修得し，かつ修士論文又は博士論文を提出した者につき，提出された修士論文又

は博士論文の審査を行い，さらに修士論文又は博士論文を中心として口頭又は筆記による試験を行う。

第９条　教員の異動，長期にわたる外国出張，その他やむをえない事情のあるときは，本研究科委員会の議を経て，適宜の措置を講ずることができる。

附　則

この規程は，平成３年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成10年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成13年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成18年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成19年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成20年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成23年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成27年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成30年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，令和４年４月１日から施行する。

北海学園大学大学院研究生規程

第１条　北海学園大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第39条に基づき，研究生に関する事項を定める。

第２条　研究生を志願することができる者は，つぎの各号の一に該当する者とする。

(1) 大学院修士課程又は博士(後期)課程を修了した者

(2) 大学院専門職学位課程を修了した者

(3) 志願する研究科において，前号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者

第３条　研究生の入学時期は，原則として学年又は学期の始めとする。ただし，特別の事由があるときはこの限りでない。

第４条　研究生を志願する者は，所定の願書に，大学院学則別表第５の１に定める審査料を添えて，志願する研究科に提出しなければならない。

第５条　研究生の選考は，志願をした研究科で行い，研究科委員会の議を経て，合格者を決定する。

第６条　研究生の選考に合格した者のうち，指定期日までに，大学院学則別表第５の１に定める受講料等を納入し，所定の手続きを完了した者に，学長は，入学の許可を与える。

２　前項の受講料等のほか，必要に応じ研究実費を納入させることができる。

第７条　研究生の在学期間は，原則として入学日からその年度末までとする。ただし，引き続き在学の願い出があったときは，研究科委員会の議を経て，在学期間の延長を許可することができる。

第８条　研究生は，指導教員の指導をうけて研究に従事するものとする。

２　指導教員は，その研究科の授業科目を担当する専任の教員とする。

第９条　研究生は，指導教員が必要と認めたときは，研究科の授業に担当教員の許可を得て出席することができる。

第10条　研究科が必要と認めたときは，研究生のための特別な講座を設けることができる。

第11条　研究科長は，研究生の願い出により，研究証明書を交付することができる。

第12条　研究生が退学しようとするときは，退学願を研究科長に提出し，研究科委員会の議を経て，学長の許可を受けなければならない。

第13条　研究生について，本規程に規定のない事項については，大学院学則を準用する。
ただし，第５章の規定は除く。

附　則

この規程は，昭和63年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成20年４月１日から施行する。

了解事項

１　第７条に定める在学期間は，研究科においてこれを定める。

２　第10条に定める講座については，大学院学生等の聴講を認めることがある。
聴講料については別に定める。

附　則

この規程は，平成20年８月１日から施行する。

附　則

この規程は，令和２年４月１日から施行する。

北海学園大学大学院法務研究員規程

（趣　旨）

第１条　北海学園大学大学院学則第40条第２項に基づき，法務研究員（以下「研究員」という。）に関する事項を定める。

（資　格）

第２条　研究員に応募することができる者は，本学法科大学院を修了し，司法試験を受験するために引き続き本学の施設等を使用して自学・自習を希望する者である。

２　研究員は，施設・図書の利用について，原則として在学中と同等の便宜を受ける。

（時　期）

第３条　研究員となる時期は，４月及び10月とする。

（応　募）

第４条　研究員を希望する者は，所定の願書を，法学研究科に提出しなければならない。

（許　可）

第５条　研究員の応募があるときは，法学研究科委員会の議を経て学長がこれを許可する。

２　前項の規定により許可された研究員は，所定の期日までに大学院学則別表第５の２に定める施設設備利用料を納入しなければならない。

（期　間）

第６条　研究員の期間は，各年度の前期（４月から９月末まで）または後期（10月から３月末まで）の半年間とし，更新することができる。ただし，司法試験受験機会を失った者は除く。

（自習室）

第７条　研究員は，自習室を使用することができる。

（身分取消し）

第８条　研究員が，研究員として適切な施設の利用をしていないとき，研究員としての本分に反する行為を行ったときは，法学研究科委員会の議を経て，学長は，研究員の身分を取消すことができる。なお，その場合，すでに納めた施設設備利用料は返還しない。

附　則

この規程は，平成20年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，令和６年４月１日から施行する。

北海学園大学大学院委託生規程

第１条　北海学園大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第41条に基づき，委託生の取扱いをつぎのように定める。

第２条　委託生を志願することのできる者は，つぎの各号の一に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 志願する研究科において，前号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者

第３条　委託生の入学時期は，学年又は学期の始めとする。

第４条　委託生を願い出る者は,所定の願書に大学院学則別表第５の３に定める入学検定料を添えて,志願する研究科に提出しなければならない。

第５条　委託生については，各研究科委員会の議を経て，合格者を決定する。

第６条　委託生が，指定された期限内に，大学院学則別表第５の３に定める受講料等を納入して所定の手続きを完了したとき，合格した委託生に対して，学長は入学の許可を与える。

２　前項の受講料等のほか，研究に必要な費用を納入させることができる。

第７条　委託生の在学期間は，原則として１年とする。ただし，委託生の願い出により，研究科委員会の議を経て，在学期間の延長を許可することができる。

第８条　委託生は，指導教員の指導をうけて研究するものとする。

第９条　研究科委員会が必要と認めるときは，委託生のための特別な講座を設けることができる。

第10条　研究科委員会が必要と認めるときは，委託生の願い出により，委託修了証明書及び委託受講証明書を交付することができる。

第11条　委託生が退学するときは，委託者は研究科に所定の退学願を提出し，研究科委員会の議を経て，学長の許可を受けなければならない。

第12条　委託生については,本規程に規定のない事項については,大学院学則(ただし,第５章は除く。)を準用する。

附　則

この規程は，平成３年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成20年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，令和２年４月１日から施行する。

北海学園大学大学院科目等履修生規程

第１条　北海学園大学大学院(以下「本大学院」という。)学則第43条の２第２項に基づき，科目等履修生に関する事項を定める。

第２条　科目等履修生を志願することのできる者は，次の各号の一に該当する者とする。

(1) 学校教育法第83条の大学を卒業した者

(2) 外国において，学校教育における16年の課程を修了した者

(3) 大学院及び大学の専攻科の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定（昭和28年２月７日文部省告示第５号）で文部科学大臣が指定した者

(4) 学校教育法第104条第１項の規定により学士の学位を授与された者

(5) その他本大学院において，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

２　教育職員の専修免許状授与の所要資格を得るに必要な授業科目を履修するために科目等履修生を志願することのできる者は，教育職員免許法別表第３により，中学校教諭一種免許状又は高等学校教諭一種免許状を有し，かつ，一種免許状を取得後に３年以上の教育職員の在職年数を有する者とする。

第３条　科目等履修生の入学の時期は，学年の始めとする。

第４条　科目等履修生を志願する者は，次の各号に定める書類に，大学院学則別表第５の６に定める入学検定料を添えて，学長に願い出なければならない。

(1) 科目等履修生入学願書

(2) 科目等履修生入学出願理由書

(3) 最終学校の成績証明書及び卒業証明書

(4) 科目等履修生カード

２　第２条第２項に基づき志願する者は，前項各号に掲げる書類のほか，中学校教諭一種又は高等学校教諭一種の教育職員免許状授与証明書及び中学校教諭一種又は高等学校教諭一種の免許状取得後３年以上の教育職員の在職年数を証明する書類に，大学院学則別表第５の６に定める入学検定料を添えて，学長に願い出なければならない。

第５条　科目等履修生の選考は，志願をした研究科で行い，研究科委員会の議を経て，合格者を決定する。

第６条　科目等履修生の選考に合格した者のうち，指定期日までに，大学院学則別表第５の６に定める入学金及び受講料等の納入金を納入し，所定の入学手続を完了した者に，学長は，入学の許可を与える。

第７条　科目等履修生が履修できる期間は，許可した年度に限るものとする。

第８条　科目等履修生が履修することのできる授業科目は，本大学院学生の教育に支障のない限り，研究科が許可するものとする。

第９条　科目等履修生が１年間に履修できる単位数は，研究科の定めるところによる。

第10条　科目等履修生は，その履修した授業科目につき，試験に合格したうえで単位の認定を受けることができる。

２　修得単位の認定は，科目等履修生を選考した研究科で行い，研究科委員会の議を経て，決定する。

３　合格した授業科目については，本人の願い出により，単位修得証明書又は科目等履修生証明書を交付することができる。

第11条　科目等履修生が退学しようとするときは，理由を明記した退学願を研究科長に提出し，研究科委員会の議を経て，学長の許可を受けなければならない。

第12条　科目等履修生が，本大学院の学則に違反し，又はその本分に反する行為があったときは，研究科委員会の議を経て，学長は，科目等履修生の許可を取り消すものとする。

第13条　科目等履修生について，本規程で定めるもののほかは，本大学院の学則(ただし，第27条，第28条の規定を除く。)その他本大学院の学生に関する規定を準用する。

附　則

この規程は，平成７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成13年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成18年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成20年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，令和２年４月１日から施行する。

北海学園大学大学院授業料等に関する規程

第１条　この規程は，北海学園大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第32条及び第33条に基づき授業料等納入金に関する事項を定める。

第２条　北海学園大学大学院の入学金，授業料，教育充実費，実験実習費（以下「授業料等」という。)及び入学検定料は，大学院学則別表第４に掲げる額とする。

第３条　授業料等の納入期限は，大学院学則別表第４に掲げる期日とする。

２　９月修了を認められた者は，第２期分の授業料，教育充実費及び実験実習費を免除する。

第４条　退学，転学，休学を許可，又は，命じられたものの授業料等は，その期分までを納入し，また，復学を許可された者は，その期分から納入しなければならない。

第５条　納入期日を経過してもなお納入しない学生は，大学院学則第17条により除籍とする。

第６条　経済等の事情により授業料等を定められた期日までに納入が困難な場合は，納入期限の10日前までに所定の学費延納願を学費支給者連署の上提出し許可を得なければならない。

第７条　大学院学則第39条，第40条，第41条，第42条，第43条及び第43条の２に基づく研究生，法務研究員，委託生，特別聴講学生，聴講生及び科目等履修生に係る入学金，受講料，施設設備利用料，実験実習費及び入学検定料又は審査料は，大学院学則別表第５に掲げる額とする。

２　前項の入学金，受講料，施設設備利用料，実験実習費は所定の期日までに納入しなければならない。所定の期日までに納入しない場合は，入学を許可しない。

３　単位互換協定校又は海外との学生交流協定に基づく特別聴講学生の入学金，受講料，実験実習費及び入学検定料は所定の手続きを経て不徴収とすることができる。

第８条　大学院学則第11条，第12条，第15条及び第17条に基づく転入学，再入学，復学及び復籍の授業料等，入学検定料，復学料，再入学及び復籍料は，次のとおりとする。

	転入学	復学	再入学・復籍
入学金	入学する年度の額	－	再入学又は復籍する年度の額
授業料 教育充実費 実験実習費	当該年次に適用される額	入学時に示した各年次の額	当該年次に適用される年度の額
入学検定料	入学する年度の額	－	－
復学料	－	復学する年度の入学検定料の1/2	－
再入学及び復籍料	－	－	再入学又は復籍する年度の入学検定料と同額

２　前項の入学金，復学料並びに再入学及び復籍料は，所定の期日までに納入しなければならない。

３　大学院学則第15条第4項に基づき休学した者が第２学期より復学するときは，復学料，第２学期分の授業料，教育充実費（50,000円，ただし，第25条に基づく特例学生は30,000円）及び実験実習費の２分の１の額を納入しなければならない。

第９条　既納の授業料等納入金は，これを返還しない。

第10条　本規程に定めるもののほか，授業料等及びその他納付金の徴収について必要な事項は，学長がこれを定める。

附　則

この規程は，平成17年４月１日より施行する。

附　則

この規程は，平成19年４月１日より施行する。

附　則
この規程は，平成20年４月１日より施行する。
附　則
この規程は，平成20年８月１日より施行する。
附　則
この規程は，平成23年４月１日より施行する。
附　則
この規程は，平成24年４月１日より施行する。
附　則
この規程は，平成26年４月１日より施行する。
附　則
この規程は，平成27年４月１日より施行する。
附　則
この規程は，平成30年４月１日より施行する。
附　則
この規程は，令和２年４月１日より施行する。
附　則
この規程は，令和４年４月１日より施行する。
附　則
この規程は，令和６年４月１日より施行する。
附　則
この規程は，令和７年４月１日より施行する。

北海学園大学大学院担当教員資格基準に関する規程

第１条　本学大学院学則第36条第３号に基づき，各研究科に次の資格審査基準を設けるものとする。

第２条　大学院の研究指導担当者の資格は，原則として，次のいずれかに該当する大学教員である者とする。

２　修士課程を担当する教員にあっては，次のいずれかに該当し，担当する専門分野に関し，高度の教育研究上の指導能力があると認められる者とする。

(1) 博士の学位を有し，研究上の業績を有する者

(2) 研究上の業績が(1)に準ずると認められる者

(3) 計画・設計・デザイン等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者

(4) 専門分野について，特に優れた知識及び経験を有する者

３　博士(後期)課程を担当する教員にあっては，次のいずれかに該当し，担当する専門分野に関し，極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者とする。

(1) 博士の学位を有し，研究上の顕著な業績を有する者

(2) 研究上の業績が(1)に準ずると認められる者

(3) 専門分野について，特に優れた知識及び経験を有する者

第３条　各研究科は，次の各項のいずれかに該当する者を大学院の授業及び研究指導担当者に選任することができるものとする。

２　修士課程にあっては，教授又は准教授の職にある者であって，前条第２項に該当すると認められる者とする。

３　博士(後期)課程にあっては，原則として，教授の職にある者であって，前条第３項に該当すると認められる者とする。

附　則

この規程は，昭和62年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成15年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成19年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，令和６年４月１日から施行する。

別表第１

（修士課程）

１　経済学研究科

授　業　科　目	単位数	備考
経済政策総論特殊講義	4	
経済政策総論特殊講義演習１	4	
経済政策総論特殊講義演習２	4	
経済政策史特殊講義Ⅰ	4	
経済政策史特殊講義Ⅰ演習１	4	
経済政策史特殊講義Ⅰ演習２	4	
経済政策史特殊講義Ⅱ	4	
経済政策史特殊講義Ⅱ演習１	4	
経済政策史特殊講義Ⅱ演習２	4	
産業政策特殊講義	4	
産業政策特殊講義演習１	4	
産業政策特殊講義演習２	4	
農業政策特殊講義	4	
農業政策特殊講義演習１	4	
農業政策特殊講義演習２	4	
商業政策特殊講義	4	
商業政策特殊講義演習１	4	
商業政策特殊講義演習２	4	
流通経済論特殊講義	4	
流通経済論特殊講義演習１	4	
流通経済論特殊講義演習２	4	
中小企業政策特殊講義	4	
中小企業政策特殊講義演習１	4	
中小企業政策特殊講義演習２	4	
金融政策特殊講義Ⅰ	4	
金融政策特殊講義Ⅰ演習１	4	
金融政策特殊講義Ⅰ演習２	4	
金融政策特殊講義Ⅱ	4	
金融政策特殊講義Ⅱ演習１	4	
金融政策特殊講義Ⅱ演習２	4	
開発政策特殊講義Ⅰ	4	
開発政策特殊講義Ⅰ演習１	4	
開発政策特殊講義Ⅰ演習２	4	
開発政策特殊講義Ⅱ	4	
開発政策特殊講義Ⅱ演習１	4	
開発政策特殊講義Ⅱ演習２	4	
環境政策特殊講義	4	

環境政策特殊講義演習１	4	
環境政策特殊講義演習２	4	
環境経済論特殊講義	4	
環境経済論特殊講義演習１	4	
環境経済論特殊講義演習２	4	
社会政策特殊講義	4	
社会政策特殊講義演習１	4	
社会政策特殊講義演習２	4	
労働政策特殊講義	4	
労働政策特殊講義演習１	4	
労働政策特殊講義演習２	4	
社会保障論特殊講義	4	
社会保障論特殊講義演習１	4	
社会保障論特殊講義演習２	4	
労働経済論特殊講義	4	
労働経済論特殊講義演習１	4	
労働経済論特殊講義演習２	4	
理論経済学特殊講義Ⅰ	4	
理論経済学特殊講義Ⅰ演習１	4	
理論経済学特殊講義Ⅰ演習２	4	
理論経済学特殊講義Ⅱ	4	
理論経済学特殊講義Ⅱ演習１	4	
理論経済学特殊講義Ⅱ演習２	4	
理論経済学特殊講義Ⅲ	4	
理論経済学特殊講義Ⅲ演習１	4	
理論経済学特殊講義Ⅲ演習２	4	
経済学原理特殊講義	4	
経済学原理特殊講義演習１	4	
経済学原理特殊講義演習２	4	
社会経済学特殊講義Ⅰ	4	
社会経済学特殊講義Ⅰ演習１	4	
社会経済学特殊講義Ⅰ演習２	4	
社会経済学特殊講義Ⅱ	4	
社会経済学特殊講義Ⅱ演習１	4	
社会経済学特殊講義Ⅱ演習２	4	
経済学史特殊講義	4	
経済学史特殊講義演習１	4	
経済学史特殊講義演習２	4	
社会思想史特殊講義Ⅰ	4	
社会思想史特殊講義Ⅰ演習１	4	
社会思想史特殊講義Ⅰ演習２	4	

社会思想史特殊講義Ⅱ	4	
社会思想史特殊講義Ⅱ演習１	4	
社会思想史特殊講義Ⅱ演習２	4	
社会思想史特殊講義Ⅲ	4	
社会思想史特殊講義Ⅲ演習１	4	
社会思想史特殊講義Ⅲ演習２	4	
財政学特殊講義	4	
財政学特殊講義演習１	4	
財政学特殊講義演習２	4	
地方財政論特殊講義	4	
地方財政論特殊講義演習１	4	
地方財政論特殊講義演習２	4	
税制論特殊講義	4	平成30年度入学生から適用
税制論特殊講義演習１	4	平成30年度入学生から適用
税制論特殊講義演習２	4	平成30年度入学生から適用
税法特殊講義	4	平成30年度入学生から適用
税法特殊講義演習１	4	平成30年度入学生から適用
税法特殊講義演習２	4	平成30年度入学生から適用
日本経済論特殊講義	4	
日本経済論特殊講義演習１	4	
日本経済論特殊講義演習２	4	
地域経済論特殊講義Ⅰ	4	
地域経済論特殊講義Ⅰ演習１	4	
地域経済論特殊講義Ⅰ演習２	4	
地域経済論特殊講義Ⅱ	4	
地域経済論特殊講義Ⅱ演習１	4	
地域経済論特殊講義Ⅱ演習２	4	
都市政策特殊講義	4	
都市政策特殊講義演習１	4	
都市政策特殊講義演習２	4	
交通政策論特殊講義	4	令和６年度入学者から適用
交通政策論特殊講義演習１	4	令和６年度入学者から適用
交通政策論特殊講義演習２	4	令和６年度入学者から適用
北海道経済史特殊講義	4	
北海道経済史特殊講義演習１	4	
北海道経済史特殊講義演習２	4	
北海道開発論特殊講義	4	
北海道開発論特殊講義演習１	4	
北海道開発論特殊講義演習２	4	
北海道経済論特殊講義	4	
北海道経済論特殊講義演習１	4	

北海道経済論特殊講義演習２	4	
協同組合組織論特殊講義	4	
協同組合組織論特殊講義演習１	4	
協同組合組織論特殊講義演習２	4	
国際経済論特殊講義Ⅰ	4	
国際経済論特殊講義Ⅰ演習１	4	
国際経済論特殊講義Ⅰ演習２	4	
国際経済論特殊講義Ⅱ	4	平成27年度入学者から適用
国際経済論特殊講義Ⅱ演習１	4	平成27年度入学者から適用
国際経済論特殊講義Ⅱ演習２	4	平成27年度入学者から適用
グローバル地域論特殊講義Ⅰ	4	令和４年度入学者から適用
グローバル地域論特殊講義Ⅰ演習１	4	令和４年度入学者から適用
グローバル地域論特殊講義Ⅰ演習２	4	令和４年度入学者から適用
グローバル地域論特殊講義Ⅱ	4	令和４年度入学者から適用
グローバル地域論特殊講義Ⅱ演習１	4	令和４年度入学者から適用
グローバル地域論特殊講義Ⅱ演習２	4	令和４年度入学者から適用
発展途上国論特殊講義	4	
発展途上国論特殊講義演習１	4	
発展途上国論特殊講義演習２	4	
国際関係論特殊講義	4	
国際関係論特殊講義演習１	4	
国際関係論特殊講義演習２	4	
ロシア極東社会経済論特殊講義	4	
ロシア極東社会経済論特殊講義演習１	4	
ロシア極東社会経済論特殊講義演習２	4	
中国社会経済論特殊講義Ⅰ	4	
中国社会経済論特殊講義Ⅰ演習１	4	
中国社会経済論特殊講義Ⅰ演習２	4	
中国社会経済論特殊講義Ⅱ	4	
中国社会経済論特殊講義Ⅱ演習１	4	
中国社会経済論特殊講義Ⅱ演習２	4	
韓国社会経済論特殊講義Ⅰ	4	
韓国社会経済論特殊講義Ⅰ演習１	4	
韓国社会経済論特殊講義Ⅰ演習２	4	
韓国社会経済論特殊講義Ⅱ	4	平成27年度入学者から適用
韓国社会経済論特殊講義Ⅱ演習１	4	平成27年度入学者から適用
韓国社会経済論特殊講義Ⅱ演習２	4	平成27年度入学者から適用
経済統計学特殊講義	4	
経済統計学特殊講義演習１	4	
経済統計学特殊講義演習２	4	
社会調査論特殊講義Ⅰ	4	

社会調査論特殊講義Ⅰ演習１	４	
社会調査論特殊講義Ⅰ演習２	４	
社会調査論特殊講義Ⅱ	４	
社会調査論特殊講義Ⅱ演習１	４	
社会調査論特殊講義Ⅱ演習２	４	
教育社会経済論特殊講義	４	
教育社会経済論特殊講義演習１	４	
教育社会経済論特殊講義演習２	４	
経済政策特殊講義Ⅰ	４	
経済政策特殊講義Ⅱ	４	
経済政策特殊講義Ⅲ	４	
論文指導Ⅰ	４	修了要件に含まない
論文指導Ⅱ	４	修了要件に含まない
寄附講座Ⅰ	２	
寄附講座Ⅱ	２	
特別講義	２～４	

２　経営学研究科

授　業　科　目	単位数	備考
アカデミック・リサーチ	2	
＜組織経営関連科目＞		
経営学原理特殊講義	2	
経営学原理特殊講義演習Ⅰ	4	
経営学原理特殊講義演習Ⅱ	4	
経営管理論特殊講義	2	
経営管理論特殊講義演習Ⅰ	4	
経営管理論特殊講義演習Ⅱ	4	
経営組織論特殊講義	2	
経営組織論特殊講義演習Ⅰ	4	
経営組織論特殊講義演習Ⅱ	4	
経営戦略論特殊講義	2	
経営戦略論特殊講義演習Ⅰ	4	
経営戦略論特殊講義演習Ⅱ	4	
人的資源管理論特殊講義	2	
人的資源管理論特殊講義演習Ⅰ	4	
人的資源管理論特殊講義演習Ⅱ	4	
国際経営論特殊講義	2	
国際経営論特殊講義演習Ⅰ	4	
国際経営論特殊講義演習Ⅱ	4	
経営史特殊講義	2	
経営史特殊講義演習Ⅰ	4	
経営史特殊講義演習Ⅱ	4	
企業行動論特殊講義	2	
企業行動論特殊講義演習Ⅰ	4	
企業行動論特殊講義演習Ⅱ	4	
現代企業論特殊講義	2	
現代企業論特殊講義演習Ⅰ	4	
現代企業論特殊講義演習Ⅱ	4	
企業と社会特殊講義	2	
企業と社会特殊講義演習Ⅰ	4	
企業と社会特殊講義演習Ⅱ	4	
事業創造論特殊講義	2	
事業創造論特殊講義演習Ⅰ	4	
事業創造論特殊講義演習Ⅱ	4	
マーケティング戦略論特殊講義	2	
マーケティング戦略論特殊講義演習Ⅰ	4	
マーケティング戦略論特殊講義演習Ⅱ	4	
マーケティング・マネジメント特殊講義	2	
マーケティング・マネジメント特殊講義演習Ⅰ	4	
マーケティング・マネジメント特殊講義演習Ⅱ	4	
マーケティング・コミュニケーション特殊講義	2	
マーケティング・コミュニケーション特殊講義演習Ⅰ	4	
マーケティング・コミュニケーション特殊講義演習Ⅱ	4	
流通システム論特殊講義	2	

流通システム論特殊講義演習Ⅰ	4		
流通システム論特殊講義演習Ⅱ	4		
金融論特殊講義	2		
金融論特殊講義演習Ⅰ	4		
金融論特殊講義演習Ⅱ	4		
ファイナンス論特殊講義	2		
ファイナンス論特殊講義演習Ⅰ	4		
ファイナンス論特殊講義演習Ⅱ	4		
製品開発論特殊講義	2		
製品開発論特殊講義演習Ⅰ	4		
製品開発論特殊講義演習Ⅱ	4		
非営利事業論特殊講義	2		
非営利事業論特殊講義演習Ⅰ	4		
非営利事業論特殊講義演習Ⅱ	4		
組織経営特殊講義Ⅰ	2		
組織経営特殊講義Ⅱ	2		
組織経営特殊講義Ⅲ	2		
組織経営特殊講義Ⅳ	2		
組織経営特殊講義Ⅴ	2		
＜組織情報関連科目＞			
会計学原理特殊講義	2		
会計学原理特殊講義演習Ⅰ	4		
会計学原理特殊講義演習Ⅱ	4		
会計学特殊講義	2		
会計学特殊講義演習Ⅰ	4		
会計学特殊講義演習Ⅱ	4		
財務会計論特殊講義	2		
財務会計論特殊講義演習Ⅰ	4		
財務会計論特殊講義演習Ⅱ	4		
管理会計論特殊講義	2		
管理会計論特殊講義演習Ⅰ	4		
管理会計論特殊講義演習Ⅱ	4		
原価計算特殊講義	2		
原価計算特殊講義演習Ⅰ	4	令和５年度入学者から適用	
原価計算特殊講義演習Ⅱ	4	令和５年度入学者から適用	
会計監査論特殊講義	2		
経営情報論特殊講義	2		
経営情報論特殊講義演習Ⅰ	4		
経営情報論特殊講義演習Ⅱ	4		
情報システム論特殊講義	2		
情報システム論特殊講義演習Ⅰ	4		
情報システム論特殊講義演習Ⅱ	4		
情報コミュニケーション論特殊講義	2		
情報コミュニケーション論特殊講義演習Ⅰ	4		
情報コミュニケーション論特殊講義演習Ⅱ	4		
情報処理論特殊講義	2		
情報処理論特殊講義演習Ⅰ	4		

情報処理論特殊講義演習Ⅱ	4	
組織情報特殊講義Ⅰ	2	
組織情報特殊講義Ⅱ	2	
組織情報特殊講義Ⅲ	2	
組織情報特殊講義Ⅳ	2	
組織情報特殊講義Ⅴ	2	
＜組織心理関連科目＞		
組織心理学特殊講義	2	
組織心理学特殊講義演習Ⅰ	4	
組織心理学特殊講義演習Ⅱ	4	
社会心理学特殊講義	2	
社会心理学特殊講義演習Ⅰ	4	
社会心理学特殊講義演習Ⅱ	4	
行動意思決定論特殊講義	2	
行動意思決定論特殊講義演習Ⅰ	4	
行動意思決定論特殊講義演習Ⅱ	4	
学習心理学特殊講義	2	
学習心理学特殊講義演習Ⅰ	4	
学習心理学特殊講義演習Ⅱ	4	
発達心理学特殊講義	2	
発達心理学特殊講義演習Ⅰ	4	
発達心理学特殊講義演習Ⅱ	4	
認知心理学特殊講義	2	
認知心理学特殊講義演習Ⅰ	4	
認知心理学特殊講義演習Ⅱ	4	
心的障害マネジメント特殊講義	2	
心的障害マネジメント特殊講義演習Ⅰ	4	
心的障害マネジメント特殊講義演習Ⅱ	4	
臨床心理学特殊講義	2	
臨床心理学特殊講義演習Ⅰ	4	
臨床心理学特殊講義演習Ⅱ	4	
組織心理特殊講義Ⅰ	2	
組織心理特殊講義Ⅱ	2	
組織心理特殊講義Ⅲ	2	
組織心理特殊講義Ⅳ	2	
組織心理特殊講義Ⅴ	2	
＜寄附講座＞		
寄附講座Ⅰ	4	
寄附講座Ⅱ	2	
＜論文指導＞		
論文指導Ⅰ	2	修了要件に含まない。平成20年度入学生より適用する。
論文指導Ⅱ	2	修了要件に含まない。平成20年度入学生より適用する。

３　法学研究科

（１）法律学専攻

授　業　科　目	単位数	備考
憲法特論ＡⅠ	2	
憲法特論ＡⅡ	2	
憲法特論演習ＡⅠ	4	
憲法特論演習ＡⅡ	4	
憲法特論ＢⅠ	2	
憲法特論ＢⅡ	2	
憲法特論演習ＢⅠ	4	
憲法特論演習ＢⅡ	4	
行政法原理特論Ⅰ	2	
行政法原理特論Ⅱ	2	
行政法原理特論演習Ⅰ	4	
行政法原理特論演習Ⅱ	4	
個別行政法特論Ⅰ	2	
個別行政法特論Ⅱ	2	
個別行政法特論演習Ⅰ	4	
個別行政法特論演習Ⅱ	4	
民法原理特論Ⅰ	2	
民法原理特論Ⅱ	2	
民法原理特論演習Ⅰ	4	
民法原理特論演習Ⅱ	4	
民法債権特論ＡⅠ	2	
民法債権特論ＡⅡ	2	
民法債権特論演習ＡⅠ	4	
民法債権特論演習ＡⅡ	4	
民法債権特論ＢⅠ	2	
民法債権特論ＢⅡ	2	
民法債権特論演習ＢⅠ	4	
民法債権特論演習ＢⅡ	4	
民法契約特論Ⅰ	2	
民法契約特論Ⅱ	2	
民法契約特論演習Ⅰ	4	
民法契約特論演習Ⅱ	4	
民法物権特論Ⅰ	2	
民法物権特論Ⅱ	2	
民法物権特論演習Ⅰ	4	
民法物権特論演習Ⅱ	4	
比較民法特論Ⅰ	2	
比較民法特論Ⅱ	2	

比較民法特論演習Ⅰ	4	
比較民法特論演習Ⅱ	4	
損害賠償法特論Ⅰ	2	
損害賠償法特論Ⅱ	2	
損害賠償法特論演習Ⅰ	4	
損害賠償法特論演習Ⅱ	4	
企業法特論ＡⅠ	2	
企業法特論ＡⅡ	2	
企業法特論演習ＡⅠ	4	
企業法特論演習ＡⅡ	4	
企業法特論ＢⅠ	2	
企業法特論ＢⅡ	2	
企業法特論演習ＢⅠ	4	
企業法特論演習ＢⅡ	4	
商取引法特論Ⅰ	2	
商取引法特論Ⅱ	2	
商取引法特論演習Ⅰ	4	
商取引法特論演習Ⅱ	4	
有価証券法特論Ⅰ	2	
有価証券法特論Ⅱ	2	
有価証券法特論演習Ⅰ	4	
有価証券法特論演習Ⅱ	4	
刑法原理特論Ⅰ	2	
刑法原理特論Ⅱ	2	
刑法原理特論演習Ⅰ	4	
刑法原理特論演習Ⅱ	4	
個別刑法特論Ⅰ	2	
個別刑法特論Ⅱ	2	
個別刑法特論演習Ⅰ	4	
個別刑法特論演習Ⅱ	4	
民事訴訟法原理特論Ⅰ	2	
民事訴訟法原理特論Ⅱ	2	
民事訴訟法原理特論演習Ⅰ	4	
民事訴訟法原理特論演習Ⅱ	4	
個別民事訴訟法特論Ⅰ	2	
個別民事訴訟法特論Ⅱ	2	
個別民事訴訟法特論演習Ⅰ	4	
個別民事訴訟法特論演習Ⅱ	4	
刑事訴訟法特論Ⅰ	2	
刑事訴訟法特論Ⅱ	2	
刑事訴訟法特論演習Ⅰ	4	

刑事訴訟法特論演習Ⅱ	4		
集団的労使関係法特論Ⅰ	2		
集団的労使関係法特論Ⅱ	2		
集団的労使関係法特論演習Ⅰ	4		
集団的労使関係法特論演習Ⅱ	4		
個別的労働関係法特論Ⅰ	2		
個別的労働関係法特論Ⅱ	2		
個別的労働関係法特論演習Ⅰ	4		
個別的労働関係法特論演習Ⅱ	4		
経済法原理特論Ⅰ	2		
経済法原理特論Ⅱ	2		
経済法原理特論演習Ⅰ	4		
経済法原理特論演習Ⅱ	4		
個別経済法特論Ⅰ	2		
個別経済法特論Ⅱ	2		
個別経済法特論演習Ⅰ	4		
個別経済法特論演習Ⅱ	4		
国際法特論Ⅰ	2		
国際法特論Ⅱ	2		
国際法特論演習Ⅰ	4		
国際法特論演習Ⅱ	4		
国際私法特論Ⅰ	2		
国際私法特論Ⅱ	2		
国際私法特論演習Ⅰ	4		
国際私法特論演習Ⅱ	4		
日本法制史特論Ⅰ	2		
日本法制史特論Ⅱ	2		
日本法制史特論演習Ⅰ	4		
日本法制史特論演習Ⅱ	4		
西洋法制史特論Ⅰ	2		
西洋法制史特論Ⅱ	2		
西洋法制史特論演習Ⅰ	4		
西洋法制史特論演習Ⅱ	4		
法哲学特論Ⅰ	2		
法哲学特論Ⅱ	2		
法哲学特論演習Ⅰ	4		
法哲学特論演習Ⅱ	4		
外国法特論ＡⅠ	2		
外国法特論ＡⅡ	2		
外国法特論Ａ演習Ⅰ	4		
外国法特論Ａ演習Ⅱ	4		

外国法特論ＢⅠ	2	
外国法特論ＢⅡ	2	
外国法特論Ｂ演習Ⅰ	4	
外国法特論Ｂ演習Ⅱ	4	
外国法特論ＣⅠ	2	
外国法特論ＣⅡ	2	
外国法特論Ｃ演習Ⅰ	4	
外国法特論Ｃ演習Ⅱ	4	
法律学特殊講義	2	平成25年度入学者から適用する

（２）政治学専攻

授　業　科　目	単位数
政治学特論Ⅰ	2
政治学特論Ⅱ	2
政治学特論演習Ⅰ	4
政治学特論演習Ⅱ	4
政治史特論ＡⅠ	2
政治史特論ＡⅡ	2
政治史特論演習ＡⅠ	4
政治史特論演習ＡⅡ	4
政治史特論ＢⅠ	2
政治史特論ＢⅡ	2
政治史特論演習ＢⅠ	4
政治史特論演習ＢⅡ	4
政治思想史特論Ⅰ	2
政治思想史特論Ⅱ	2
政治思想史特論演習Ⅰ	4
政治思想史特論演習Ⅱ	4
公共政策論特論Ⅰ	2
公共政策論特論Ⅱ	2
公共政策論特論演習Ⅰ	4
公共政策論特論演習Ⅱ	4
国際政治学特論Ⅰ	2
国際政治学特論Ⅱ	2
国際政治学特論演習Ⅰ	4
国際政治学特論演習Ⅱ	4
政治過程論特論Ⅰ	2
政治過程論特論Ⅱ	2
政治過程論特論演習Ⅰ	4
政治過程論特論演習Ⅱ	4
行政学特論Ⅰ	2
行政学特論Ⅱ	2
行政学特論演習Ⅰ	4
行政学特論演習Ⅱ	4
地方政治論特論Ⅰ	2
地方政治論特論Ⅱ	2
地方政治論特論演習Ⅰ	4
地方政治論特論演習Ⅱ	4
地方自治論特論Ⅰ	2
地方自治論特論Ⅱ	2

地方自治論特論演習Ⅰ	4
地方自治論特論演習Ⅱ	4
自治体政策論特論Ⅰ	2
自治体政策論特論Ⅱ	2
自治体政策論特論演習Ⅰ	4
自治体政策論特論演習Ⅱ	4
地方財政論特論Ⅰ	2
地方財政論特論Ⅱ	2
地方財政論特論演習Ⅰ	4
地方財政論特論演習Ⅱ	4
自治体法特論Ⅰ	2
自治体法特論Ⅱ	2
自治体法特論演習Ⅰ	4
自治体法特論演習Ⅱ	4
社会調査特論Ⅰ	2
社会調査特論Ⅱ	2
社会調査特論演習Ⅰ	4
社会調査特論演習Ⅱ	4
比較政治学特論Ⅰ	2
比較政治学特論Ⅱ	2
比較政治学特論演習Ⅰ	4
比較政治学特論演習Ⅱ	4
ジャーナリズム論特論Ⅰ	2
ジャーナリズム論特論Ⅱ	2
ジャーナリズム論特論演習Ⅰ	4
ジャーナリズム論特論演習Ⅱ	4
比較政治経済学特論Ⅰ	2
比較政治経済学特論Ⅱ	2
比較政治経済学特論演習Ⅰ	4
比較政治経済学特論演習Ⅱ	4
地域研究特論Ⅰ	2
地域研究特論Ⅱ	2
地域研究特論演習Ⅰ	4
地域研究特論演習Ⅱ	4
政治学特殊講義	2

４　文学研究科

（１）日本文化専攻

授　業　科　目	単位数	備考
言語・思想文化科目		
日本文学特殊講義Ⅰ	4	
日本文学特殊講義演習ⅠA	4	
日本文学特殊講義演習ⅠB	4	
日本文学特殊講義Ⅱ	4	
日本文学特殊講義演習ⅡA	4	
日本文学特殊講義演習ⅡB	4	
日本文学特殊講義Ⅲ	4	
比較文学特殊講義Ⅰ	4	
比較文学特殊講義演習ⅠA	4	
比較文学特殊講義演習ⅠB	4	
比較文学特殊講義Ⅱ	4	
比較文学特殊講義演習ⅡA	4	
比較文学特殊講義演習ⅡB	4	
日本思想特殊講義Ⅰ	4	
日本思想特殊講義演習ⅠA	4	
日本思想特殊講義演習ⅠB	4	
日本思想特殊講義Ⅱ	4	
日本思想特殊講義演習ⅡA	4	
日本思想特殊講義演習ⅡB	4	
日本語研究特殊講義Ⅰ	4	
日本語研究特殊講義演習ⅠA	4	
日本語研究特殊講義演習ⅠB	4	
日本語研究特殊講義Ⅱ	4	
日本語研究特殊講義演習ⅡA	4	
日本語研究特殊講義演習ⅡB	4	
日本語研究特殊講義Ⅲ	4	
日本語研究特殊講義演習ⅢA	4	
日本語研究特殊講義演習ⅢB	4	
日本語研究特殊講義Ⅳ	4	
比較言語研究特殊講義ｊⅠ	4	
比較言語研究特殊講義演習ｊⅠA	4	
比較言語研究特殊講義演習ｊⅠB	4	
歴史・環境文化科目		
日本史特殊講義Ⅰ	4	
日本史特殊講義演習ⅠA	4	
日本史特殊講義演習ⅠB	4	
日本史特殊講義Ⅱ	4	

日本史特殊講義演習ⅡＡ	4	
日本史特殊講義演習ⅡＢ	4	
日本史特殊講義Ⅲ	4	
環境文化特殊講義ｊⅠ	4	
環境文化特殊講義演習ｊⅠＡ	4	
環境文化特殊講義演習ｊⅠＢ	4	
環境文化特殊講義ｊⅡ	4	
環境文化特殊講義演習ｊⅡＡ	4	
環境文化特殊講義演習ｊⅡＢ	4	
環境文化特殊講義ｊⅢ	4	
論文指導		
論文指導	2	長期履修生のみ。修了要件に算入しない。

（２）英米文化専攻

授　業　科　目	単位数	備考
言語・思想文化科目		
英米文学特殊講義Ⅰ	4	
英米文学特殊講義演習ⅠA	4	
英米文学特殊講義演習ⅠB	4	
英米文学特殊講義Ⅱ	4	
英米文学特殊講義演習ⅡA	4	
英米文学特殊講義演習ⅡB	4	
英語研究特殊講義Ⅰ	4	
英語研究特殊講義演習ⅠA	4	
英語研究特殊講義演習ⅠB	4	
英語研究特殊講義Ⅱ	4	
英語研究特殊講義演習ⅡA	4	
英語研究特殊講義演習ⅡB	4	
英語研究特殊講義Ⅲ	4	
英語研究特殊講義演習ⅢA	4	
英語研究特殊講義演習ⅢB	4	
英語研究特殊講義Ⅳ	4	
英語研究特殊講義演習ⅣA	4	
英語研究特殊講義演習ⅣB	4	
欧米思想特殊講義Ⅰ	4	
欧米思想特殊講義演習ⅠA	4	
欧米思想特殊講義演習ⅠB	4	
欧米思想特殊講義Ⅱ	4	
欧米思想特殊講義演習ⅡA	4	
欧米思想特殊講義演習ⅡB	4	
欧米思想特殊講義Ⅲ	4	
欧米思想特殊講義演習ⅢA	4	
欧米思想特殊講義演習ⅢB	4	
歴史・環境文化科目		
欧米史特殊講義Ⅰ	4	
欧米史特殊講義演習ⅠA	4	
欧米史特殊講義演習ⅠB	4	
欧米史特殊講義Ⅱ	4	
欧米史特殊講義演習ⅡA	4	
欧米史特殊講義演習ⅡB	4	
欧米史特殊講義Ⅲ	4	
欧米史特殊講義演習ⅢA	4	
欧米史特殊講義演習ⅢB	4	
欧米史特殊講義Ⅳ	4	

環境文化特殊講義eⅠ	4	
環境文化特殊講義演習eⅠA	4	
環境文化特殊講義演習eⅠB	4	
環境文化特殊講義eⅡ	4	
環境文化特殊講義演習eⅡA	4	
環境文化特殊講義演習eⅡB	4	
環境文化特殊講義eⅢ	4	
論文指導		
論文指導	2	長期履修生のみ。修了要件に算入しない。

５　工学研究科

（１）建設工学専攻

授　業　科　目	単位数
応用数学特論	2
応用物理特論	2
計画システム分析特論	2
社会環境政策特論	2
建築構造解析特論Ⅰ	2
構造解析特論	2
建築構造信頼性特論	2
建築構造力学特論	2
構造設計特論	2
建築構造設計特論Ⅰ	2
建築構造設計特論Ⅱ	2
建築構法特論Ⅰ	2
建築構法特論Ⅱ	2
建築鉄筋コンクリート構造特論	2
コンクリート構造設計特論	2
建築構造解析特論Ⅱ	2
構造動力学特論	2
非線形構造解析特論	2
寒地舗装工学特論	2
建築材料工学特論	2
建設コンクリート工学特論	2
土質力学特論	2
地盤工学特論	2
温熱環境計画特論	2
環境・エネルギー計画特論	2
設備計画特論	2
建築設備特別演習Ⅰ	2
建築設備特別演習Ⅱ	2
流域水工学特論	2
建築環境計画特論Ⅰ	2
建築環境計画特論Ⅱ	2
建築史・建築論特論Ⅰ	2
建築史・建築論特論Ⅱ	2
水環境工学特論	2
建築設計特論	2
建築設計特論演習	2
河川学特論	2
都市計画特論	2

都市計画特論演習	2
環境情報工学特論	2
環境リスク工学特論	2
都市システム計画学特論	2
建築計画特論Ⅰ	2
建築計画特論Ⅱ	2
交通計画学特論	2
鉄道工学特論	2
建築生産工学特論	2
寒地建築工学特論	2
道路工学特論	2
材料強度学特論	2
建築インターンシップ	4
社会環境工学特論ゼミナールⅠ	3
社会環境工学特論ゼミナールⅡ	3
建築学特論ゼミナールⅠ	3
建築学特論ゼミナールⅡ	3
社会環境工学特別研究Ⅰ	3
社会環境工学特別研究Ⅱ	3
建築学特別研究Ⅰ	3
建築学特別研究Ⅱ	3

（2）電子情報生命工学専攻

授　業　科　目	単位数
共通科目	
電子情報生命工学総論	2
光・電子工学	
有機エレクトロニクス特論	2
光物理工学特論	2
高周波工学特論	2
アンテナ・伝搬工学特論	2
量子電子工学特論	2
電子材料実験学特論	2
電子・光デバイス工学特論	2
レーザー応用工学特論	2
計測・制御工学	
制御情報工学特論	2
応用システム工学特論	2
情報モデリング工学特論	2
形状モデリング工学特論	2
生体計測工学特論	2
情報処理工学	
音声情報処理工学特論	2
情報検索工学特論	2
言語情報工学特論	2
情報数理工学特論	2
計算言語学特論	2
計算モデル特論	2
ソフトウェア工学特論	2
人間情報工学	
音響工学特論	2
聴覚情報処理工学特論	2
知能情報工学特論	2
応用知識工学特論	2
意識情報数理特論	2
インタラクション工学特論	2
マルチメディア圧縮工学特論	2
生命情報工学	
ゲノム編集工学特論	2
人工知能学特論	2
生体情報工学特論	2
分子遺伝学特論	2
植物遺伝子工学特論	2

バイオインフォマティクス特論	2
生命環境工学	
生命動態工学特論	2
染色体工学特論	2
生化学特論	2
植物環境工学特論	2
環境・エネルギーシステム特論	2
特別研究	
電子情報生命工学特論ゼミナールⅠ	3
電子情報生命工学特論ゼミナールⅡ	3
電子情報生命工学特別研究Ⅰ	3
電子情報生命工学特別研究Ⅱ	3

別表第２

（博士課程）

１　経済学研究科

授　業　科　目	単位数	備考
比較経済政策史特殊研究Ⅰ	2	
比較経済政策史特殊研究Ⅰ演習１	2	
比較経済政策史特殊研究Ⅰ演習２	4	
比較経済政策史特殊研究Ⅰ演習３	4	
比較経済政策史特殊研究Ⅱ	2	
比較経済政策史特殊研究Ⅱ演習１	2	
比較経済政策史特殊研究Ⅱ演習２	4	
比較経済政策史特殊研究Ⅱ演習３	4	
比較経済政策史特殊研究Ⅲ	2	
比較経済政策史特殊研究Ⅲ演習１	2	
比較経済政策史特殊研究Ⅲ演習２	4	
比較経済政策史特殊研究Ⅲ演習３	4	
国際経済論特殊研究Ⅰ	2	
国際経済論特殊研究Ⅰ演習１	2	
国際経済論特殊研究Ⅰ演習２	4	
国際経済論特殊研究Ⅰ演習３	4	
国際経済論特殊研究Ⅱ	2	
国際経済論特殊研究Ⅱ演習１	2	
国際経済論特殊研究Ⅱ演習２	4	
国際経済論特殊研究Ⅱ演習３	4	
国際経済論特殊研究Ⅲ	2	
国際経済論特殊研究Ⅲ演習１	2	
国際経済論特殊研究Ⅲ演習２	4	
国際経済論特殊研究Ⅲ演習３	4	
国際関係論特殊研究	2	
国際関係論特殊研究演習１	2	
国際関係論特殊研究演習２	4	
国際関係論特殊研究演習３	4	
地域開発論特殊研究Ⅰ	2	
地域開発論特殊研究Ⅰ演習１	2	
地域開発論特殊研究Ⅰ演習２	4	
地域開発論特殊研究Ⅰ演習３	4	
地域開発論特殊研究Ⅱ	2	
地域開発論特殊研究Ⅱ演習１	2	
地域開発論特殊研究Ⅱ演習２	4	
地域開発論特殊研究Ⅱ演習３	4	
地域経済論特殊研究Ⅰ	2	

地域経済論特殊研究Ⅰ演習１	2	
地域経済論特殊研究Ⅰ演習２	4	
地域経済論特殊研究Ⅰ演習３	4	
地域経済論特殊研究Ⅱ	2	
地域経済論特殊研究Ⅱ演習１	2	
地域経済論特殊研究Ⅱ演習２	4	
地域経済論特殊研究Ⅱ演習３	4	
発展途上国論特殊研究	2	令和４年度入学者から適用
発展途上国論特殊研究演習１	2	令和４年度入学者から適用
発展途上国論特殊研究演習２	4	令和４年度入学者から適用
発展途上国論特殊研究演習３	4	令和４年度入学者から適用
東アジア経済論特殊研究Ⅰ	2	
東アジア経済論特殊研究Ⅰ演習１	2	
東アジア経済論特殊研究Ⅰ演習２	4	
東アジア経済論特殊研究Ⅰ演習３	4	
東アジア経済論特殊研究Ⅱ	2	
東アジア経済論特殊研究Ⅱ演習１	2	
東アジア経済論特殊研究Ⅱ演習２	4	
東アジア経済論特殊研究Ⅱ演習３	4	
東アジア経済論特殊研究Ⅲ	2	
東アジア経済論特殊研究Ⅲ演習１	2	
東アジア経済論特殊研究Ⅲ演習２	4	
東アジア経済論特殊研究Ⅲ演習３	4	
グローバル地域論特殊研究Ⅰ	2	令和４年度入学者から適用
グローバル地域論特殊研究Ⅰ演習１	2	令和４年度入学者から適用
グローバル地域論特殊研究Ⅰ演習２	4	令和４年度入学者から適用
グローバル地域論特殊研究Ⅰ演習３	4	令和４年度入学者から適用
グローバル地域論特殊研究Ⅱ	2	令和４年度入学者から適用
グローバル地域論特殊研究Ⅱ演習１	2	令和４年度入学者から適用
グローバル地域論特殊研究Ⅱ演習２	4	令和４年度入学者から適用
グローバル地域論特殊研究Ⅱ演習３	4	令和４年度入学者から適用
開発政策論特殊研究Ⅰ	2	
開発政策論特殊研究Ⅰ演習１	2	
開発政策論特殊研究Ⅰ演習２	4	
開発政策論特殊研究Ⅰ演習３	4	
開発政策論特殊研究Ⅱ	2	
開発政策論特殊研究Ⅱ演習１	2	
開発政策論特殊研究Ⅱ演習２	4	
開発政策論特殊研究Ⅱ演習３	4	
経済規制政策特殊研究Ⅰ	2	
経済規制政策特殊研究Ⅰ演習１	2	

経済規制政策特殊研究Ⅰ演習２	4	
経済規制政策特殊研究Ⅰ演習３	4	
経済規制政策特殊研究Ⅱ	2	
経済規制政策特殊研究Ⅱ演習１	2	
経済規制政策特殊研究Ⅱ演習２	4	
経済規制政策特殊研究Ⅱ演習３	4	
経済規制政策特殊研究Ⅲ	2	
経済規制政策特殊研究Ⅲ演習１	2	
経済規制政策特殊研究Ⅲ演習２	4	
経済規制政策特殊研究Ⅲ演習３	4	
環境政策特殊研究Ⅰ	2	
環境政策特殊研究Ⅰ演習１	2	
環境政策特殊研究Ⅰ演習２	4	
環境政策特殊研究Ⅰ演習３	4	
環境政策特殊研究Ⅱ	2	
環境政策特殊研究Ⅱ演習１	2	
環境政策特殊研究Ⅱ演習２	4	
環境政策特殊研究Ⅱ演習３	4	
金融政策特殊研究	2	
金融政策特殊研究演習１	2	
金融政策特殊研究演習２	4	
金融政策特殊研究演習３	4	
財政学特殊研究	2	令和６年度入学者から適用
財政学特殊研究演習１	2	令和６年度入学者から適用
財政学特殊研究演習２	4	令和６年度入学者から適用
財政学特殊研究演習３	4	令和６年度入学者から適用
財政政策特殊研究Ⅰ	2	
財政政策特殊研究Ⅰ演習１	2	
財政政策特殊研究Ⅰ演習２	4	
財政政策特殊研究Ⅰ演習３	4	
税制論特殊研究	2	令和６年度入学者から適用
税制論特殊研究演習１	2	令和６年度入学者から適用
税制論特殊研究演習２	4	令和６年度入学者から適用
税制論特殊研究演習３	4	令和６年度入学者から適用
農村再編政策特殊研究Ⅰ	2	
農村再編政策特殊研究Ⅰ演習１	2	
農村再編政策特殊研究Ⅰ演習２	4	
農村再編政策特殊研究Ⅰ演習３	4	
農村再編政策特殊研究Ⅱ	2	
農村再編政策特殊研究Ⅱ演習１	2	
農村再編政策特殊研究Ⅱ演習２	4	

農村再編政策特殊研究Ⅱ演習３	4	
協同組合組織論特殊研究	2	
協同組合組織論特殊研究演習１	2	
協同組合組織論特殊研究演習２	4	
協同組合組織論特殊研究演習３	4	
社会政策特殊研究Ⅰ	2	
社会政策特殊研究Ⅰ演習１	2	
社会政策特殊研究Ⅰ演習２	4	
社会政策特殊研究Ⅰ演習３	4	
社会政策特殊研究Ⅱ	2	
社会政策特殊研究Ⅱ演習１	2	
社会政策特殊研究Ⅱ演習２	4	
社会政策特殊研究Ⅱ演習３	4	
社会政策特殊研究Ⅲ	2	
社会政策特殊研究Ⅲ演習１	2	
社会政策特殊研究Ⅲ演習２	4	
社会政策特殊研究Ⅲ演習３	4	
教育社会経済論特殊研究	2	
教育社会経済論特殊研究演習１	2	
教育社会経済論特殊研究演習２	4	
教育社会経済論特殊研究演習３	4	
社会調査論特殊研究Ⅰ	2	
社会調査論特殊研究Ⅰ演習１	2	
社会調査論特殊研究Ⅰ演習２	4	
社会調査論特殊研究Ⅰ演習３	4	
理論経済学特殊研究Ⅰ	2	
理論経済学特殊研究Ⅰ演習１	2	
理論経済学特殊研究Ⅰ演習２	4	
理論経済学特殊研究Ⅰ演習３	4	
理論経済学特殊研究Ⅱ	2	
理論経済学特殊研究Ⅱ演習１	2	
理論経済学特殊研究Ⅱ演習２	4	
理論経済学特殊研究Ⅱ演習３	4	
経済学方法論特殊研究Ⅰ	2	
経済学方法論特殊研究Ⅰ演習１	2	
経済学方法論特殊研究Ⅰ演習２	4	
経済学方法論特殊研究Ⅰ演習３	4	
社会経済学特殊研究	2	
社会経済学特殊研究演習１	2	
社会経済学特殊研究演習２	4	
社会経済学特殊研究演習３	4	

経済学史特殊研究	2	
経済学史特殊研究演習１	2	
経済学史特殊研究演習２	4	
経済学史特殊研究演習３	4	
社会思想史特殊研究Ⅰ	2	
社会思想史特殊研究Ⅰ演習１	2	
社会思想史特殊研究Ⅰ演習２	4	
社会思想史特殊研究Ⅰ演習３	4	
社会思想史特殊研究Ⅱ	2	
社会思想史特殊研究Ⅱ演習１	2	
社会思想史特殊研究Ⅱ演習２	4	
社会思想史特殊研究Ⅱ演習３	4	
社会思想史特殊研究Ⅲ	2	
社会思想史特殊研究Ⅲ演習１	2	
社会思想史特殊研究Ⅲ演習２	4	
社会思想史特殊研究Ⅲ演習３	4	
統計学特殊研究Ⅰ	2	
統計学特殊研究Ⅰ演習１	2	
統計学特殊研究Ⅰ演習２	4	
統計学特殊研究Ⅰ演習３	4	
統計学特殊研究Ⅱ	2	
統計学特殊研究Ⅱ演習１	2	
統計学特殊研究Ⅱ演習２	4	
統計学特殊研究Ⅱ演習３	4	
論文指導Ⅰ	4	修了要件に含まない
論文指導Ⅱ	4	修了要件に含まない
論文指導Ⅲ	4	修了要件に含まない
特別研究	2	平成24年度入学者から適用

２　経営学研究科

授　業　科　目	単位数	備考
＜組織経営関連科目＞		
経営学原理特殊研究Ⅰ	2	
経営学原理特殊研究Ⅱ	2	
経営学原理特殊研究Ⅲ	4	
経営学原理特殊研究Ⅳ	4	
経営管理論特殊研究Ⅰ	2	
経営管理論特殊研究Ⅱ	2	
経営管理論特殊研究Ⅲ	4	
経営管理論特殊研究Ⅳ	4	
経営組織論特殊研究Ⅰ	2	
経営組織論特殊研究Ⅱ	2	
経営組織論特殊研究Ⅲ	4	
経営組織論特殊研究Ⅳ	4	
経営戦略論特殊研究Ⅰ	2	
経営戦略論特殊研究Ⅱ	2	
経営戦略論特殊研究Ⅲ	4	
経営戦略論特殊研究Ⅳ	4	
国際経営論特殊研究Ⅰ	2	
国際経営論特殊研究Ⅱ	2	
国際経営論特殊研究Ⅲ	4	
国際経営論特殊研究Ⅳ	4	
経営史特殊研究Ⅰ	2	
経営史特殊研究Ⅱ	2	
経営史特殊研究Ⅲ	4	
経営史特殊研究Ⅳ	4	
企業行動論特殊研究Ⅰ	2	
企業行動論特殊研究Ⅱ	2	
企業行動論特殊研究Ⅲ	4	
企業行動論特殊研究Ⅳ	4	
現代企業論特殊研究Ⅰ	2	
現代企業論特殊研究Ⅱ	2	
現代企業論特殊研究Ⅲ	4	
現代企業論特殊研究Ⅳ	4	
企業と社会特殊研究Ⅰ	2	
企業と社会特殊研究Ⅱ	2	
企業と社会特殊研究Ⅲ	4	
企業と社会特殊研究Ⅳ	4	
マーケティング戦略論特殊研究Ⅰ	2	
マーケティング戦略論特殊研究Ⅱ	2	

マーケティング戦略論特殊研究Ⅲ	4	
マーケティング戦略論特殊研究Ⅳ	4	
マーケティング・マネジメント特殊研究Ⅰ	2	
マーケティング・マネジメント特殊研究Ⅱ	2	
マーケティング・マネジメント特殊研究Ⅲ	4	
マーケティング・マネジメント特殊研究Ⅳ	4	
マーケティング・コミュニケーション特殊研究Ⅰ	2	
マーケティング・コミュニケーション特殊研究Ⅱ	2	
マーケティング・コミュニケーション特殊研究Ⅲ	4	令和6年度入学者から適用
マーケティング・コミュニケーション特殊研究Ⅳ	4	令和6年度入学者から適用
流通システム論特殊研究Ⅰ	2	
流通システム論特殊研究Ⅱ	2	
流通システム論特殊研究Ⅲ	4	
流通システム論特殊研究Ⅳ	4	
非営利事業論特殊研究Ⅰ	2	
非営利事業論特殊研究Ⅱ	2	
非営利事業論特殊研究Ⅲ	4	
非営利事業論特殊研究Ⅳ	4	
＜組織情報関連科目＞		
会計学原理特殊研究Ⅰ	2	
会計学原理特殊研究Ⅱ	2	
会計学原理特殊研究Ⅲ	4	
会計学原理特殊研究Ⅳ	4	
財務会計論特殊研究Ⅰ	2	
財務会計論特殊研究Ⅱ	2	
財務会計論特殊研究Ⅲ	4	
財務会計論特殊研究Ⅳ	4	
管理会計論特殊研究Ⅰ	2	
管理会計論特殊研究Ⅱ	2	
管理会計論特殊研究Ⅲ	4	
管理会計論特殊研究Ⅳ	4	
経営情報論特殊研究Ⅰ	2	
経営情報論特殊研究Ⅱ	2	
経営情報論特殊研究Ⅲ	4	
経営情報論特殊研究Ⅳ	4	
情報コミュニケーション論特殊研究Ⅰ	2	
情報コミュニケーション論特殊研究Ⅱ	2	
情報コミュニケーション論特殊研究Ⅲ	4	
情報コミュニケーション論特殊研究Ⅳ	4	
情報処理論特殊研究Ⅰ	2	
情報処理論特殊研究Ⅱ	2	

情報処理論特殊研究Ⅲ	4	
情報処理論特殊研究Ⅳ	4	
＜組織心理関連科目＞		
組織心理学特殊研究Ⅰ	2	
組織心理学特殊研究Ⅱ	2	
組織心理学特殊研究Ⅲ	4	
組織心理学特殊研究Ⅳ	4	
行動意思決定論特殊研究Ⅰ	2	
行動意思決定論特殊研究Ⅱ	2	
行動意思決定論特殊研究Ⅲ	4	
行動意思決定論特殊研究Ⅳ	4	
学習心理学特殊研究Ⅰ	2	
学習心理学特殊研究Ⅱ	2	
学習心理学特殊研究Ⅲ	4	
学習心理学特殊研究Ⅳ	4	
発達心理学特殊研究Ⅰ	2	
発達心理学特殊研究Ⅱ	2	
発達心理学特殊研究Ⅲ	4	
発達心理学特殊研究Ⅳ	4	
認知心理学特殊研究Ⅰ	2	
認知心理学特殊研究Ⅱ	2	
認知心理学特殊研究Ⅲ	4	
認知心理学特殊研究Ⅳ	4	
臨床心理学特殊研究Ⅰ	2	
臨床心理学特殊研究Ⅱ	2	
臨床心理学特殊研究Ⅲ	4	令和6年度入学者から適用
臨床心理学特殊研究Ⅳ	4	令和6年度入学者から適用
＜論文指導＞		
論文指導Ⅰ	2	修了要件に含まない。平成20年度入学生より適用する。
論文指導Ⅱ	2	修了要件に含まない。平成20年度入学生より適用する。
論文指導Ⅲ	2	修了要件に含まない。平成20年度入学生より適用する。

３　法学研究科

（１）法律学専攻

授　業　科　目	単位数	備考
憲法特殊研究Ⅰ	4	
憲法特殊研究Ⅱ	4	
憲法特殊研究Ⅲ	4	
行政法特殊研究Ⅰ	4	
行政法特殊研究Ⅱ	4	
行政法特殊研究Ⅲ	4	
民法特殊研究Ⅰ	4	
民法特殊研究Ⅱ	4	
民法特殊研究Ⅲ	4	
商法特殊研究Ⅰ	4	
商法特殊研究Ⅱ	4	
商法特殊研究Ⅲ	4	
刑法特殊研究Ⅰ	4	
刑法特殊研究Ⅱ	4	
刑法特殊研究Ⅲ	4	
民事訴訟法特殊研究Ⅰ	4	
民事訴訟法特殊研究Ⅱ	4	
民事訴訟法特殊研究Ⅲ	4	
刑事訴訟法特殊研究Ⅰ	4	
刑事訴訟法特殊研究Ⅱ	4	
刑事訴訟法特殊研究Ⅲ	4	
労働法特殊研究Ⅰ	4	
労働法特殊研究Ⅱ	4	
労働法特殊研究Ⅲ	4	
経済法特殊研究Ⅰ	4	
経済法特殊研究Ⅱ	4	
経済法特殊研究Ⅲ	4	
国際私法特殊研究Ⅰ	4	
国際私法特殊研究Ⅱ	4	
国際私法特殊研究Ⅲ	4	
法制史特殊研究Ⅰ	4	
法制史特殊研究Ⅱ	4	
法制史特殊研究Ⅲ	4	
国際法特殊研究Ⅰ	4	
国際法特殊研究Ⅱ	4	
国際法特殊研究Ⅲ	4	
法哲学特殊研究Ⅰ	4	
法哲学特殊研究Ⅱ	4	
法哲学特殊研究Ⅲ	4	

外国法特殊研究Ⅰ	4	
外国法特殊研究Ⅱ	4	
外国法特殊研究Ⅲ	4	
論文指導Ⅰ	4	修了要件に含まない。平成26年度入学生より適用する。
論文指導Ⅱ	4	修了要件に含まない。平成26年度入学生より適用する。
論文指導Ⅲ	4	修了要件に含まない。平成26年度入学生より適用する。
特別研究	2	平成25年度入学生より適用する。

（２）政治学専攻

授　業　科　目	単位数	備考
政治学特殊研究Ⅰ	4	
政治学特殊研究Ⅱ	4	
政治学特殊研究Ⅲ	4	
政治史特殊研究Ⅰ	4	
政治史特殊研究Ⅱ	4	
政治史特殊研究Ⅲ	4	
政治思想史特殊研究Ⅰ	4	
政治思想史特殊研究Ⅱ	4	
政治思想史特殊研究Ⅲ	4	
政治過程論特殊研究Ⅰ	4	
政治過程論特殊研究Ⅱ	4	
政治過程論特殊研究Ⅲ	4	
行政学特殊研究Ⅰ	4	
行政学特殊研究Ⅱ	4	
行政学特殊研究Ⅲ	4	
公共政策論特殊研究Ⅰ	4	
公共政策論特殊研究Ⅱ	4	
公共政策論特殊研究Ⅲ	4	
国際政治学特殊研究Ⅰ	4	
国際政治学特殊研究Ⅱ	4	
国際政治学特殊研究Ⅲ	4	
地方自治論特殊研究Ⅰ	4	
地方自治論特殊研究Ⅱ	4	
地方自治論特殊研究Ⅲ	4	
自治体政策論特殊研究Ⅰ	4	
自治体政策論特殊研究Ⅱ	4	
自治体政策論特殊研究Ⅲ	4	
地方財政論特殊研究Ⅰ	4	
地方財政論特殊研究Ⅱ	4	
地方財政論特殊研究Ⅲ	4	
自治体法特殊研究Ⅰ	4	
自治体法特殊研究Ⅱ	4	
自治体法特殊研究Ⅲ	4	
比較地方自治論特殊研究Ⅰ	4	
比較地方自治論特殊研究Ⅱ	4	
比較地方自治論特殊研究Ⅲ	4	
比較政治学特殊研究Ⅰ	4	
比較政治学特殊研究Ⅱ	4	
比較政治学特殊研究Ⅲ	4	
ジャーナリズム論特殊研究Ⅰ	4	

ジャーナリズム論特殊研究Ⅱ	4	
ジャーナリズム論特殊研究Ⅲ	4	
論文指導Ⅰ	4	修了要件に含まない。平成26年度入学生より適用する。
論文指導Ⅱ	4	修了要件に含まない。平成26年度入学生より適用する。
論文指導Ⅲ	4	修了要件に含まない。平成26年度入学生より適用する。
特別研究	2	平成25年度入学生より適用する。

4　文学研究科

（1）日本文化専攻

授　業　科　目	単位数	備考
言語・思想文化科目		
日本言語・思想文化論文指導特殊演習ⅠA	4	
日本言語・思想文化論文指導特殊演習ⅠB	4	
日本言語・思想文化論文指導特殊演習ⅠC	4	
日本言語・思想文化論文指導特殊演習ⅡA	4	
日本言語・思想文化論文指導特殊演習ⅡB	4	
日本言語・思想文化論文指導特殊演習ⅡC	4	
日本言語・思想文化論文指導特殊演習ⅢA	4	
日本言語・思想文化論文指導特殊演習ⅢB	4	
日本言語・思想文化論文指導特殊演習ⅢC	4	
日本言語・思想文化論文指導特殊演習ⅣA	4	
日本言語・思想文化論文指導特殊演習ⅣB	4	
日本言語・思想文化論文指導特殊演習ⅣC	4	
日本言語・思想文化論文指導特殊演習ⅤA	4	
日本言語・思想文化論文指導特殊演習ⅤB	4	
日本言語・思想文化論文指導特殊演習ⅤC	4	
日本言語・思想文化論文指導特殊演習ⅥA	4	
日本言語・思想文化論文指導特殊演習ⅥB	4	
日本言語・思想文化論文指導特殊演習ⅥC	4	
日本言語・思想文化論文指導特殊演習ⅦA	4	
日本言語・思想文化論文指導特殊演習ⅦB	4	
日本言語・思想文化論文指導特殊演習ⅦC	4	
歴史・環境文化科目		
日本歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅠA	4	
日本歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅠB	4	
日本歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅠC	4	
日本歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅡA	4	
日本歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅡB	4	
日本歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅡC	4	
日本歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅢA	4	
日本歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅢB	4	
日本歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅢC	4	
日本歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅣA	4	
日本歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅣB	4	
日本歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅣC	4	
論文指導		
論文指導Ⅰ	2	長期履修生のみ。修了要件に算入しない。
論文指導Ⅱ	2	長期履修生のみ。修了要件に算入しない。

（２）英米文化専攻

授　業　科　目	単位数	備考
言語・思想文化科目		
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習ⅠＡ	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習ⅠＢ	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習ⅠＣ	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習ⅡＡ	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習ⅡＢ	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習ⅡＣ	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習ⅢＡ	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習ⅢＢ	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習ⅢＣ	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習ⅣＡ	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習ⅣＢ	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習ⅣＣ	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習ⅤＡ	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習ⅤＢ	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習ⅤＣ	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習ⅥＡ	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習ⅥＢ	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習ⅥＣ	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習ⅦＡ	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習ⅦＢ	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習ⅦＣ	4	
歴史・環境文化科目		
欧米歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅠＡ	4	
欧米歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅠＢ	4	
欧米歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅠＣ	4	
欧米歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅡＡ	4	
欧米歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅡＢ	4	
欧米歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅡＣ	4	
欧米歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅢＡ	4	
欧米歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅢＢ	4	
欧米歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅢＣ	4	
欧米歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅣＡ	4	
欧米歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅣＢ	4	
欧米歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅣＣ	4	
欧米歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅤＡ	4	
欧米歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅤＢ	4	
欧米歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅤＣ	4	

論文指導		
論文指導Ⅰ	2	長期履修生のみ。修了要件に算入しない。
論文指導Ⅱ	2	長期履修生のみ。修了要件に算入しない。

５　工学研究科

（１）建設工学専攻

授　業　科　目	単位数
構造工学	
構造解析法特別講義Ⅰ	2
構造解析法特別講義Ⅱ	2
最適化設計特別講義Ⅰ	2
最適化設計特別講義Ⅱ	2
信頼性解析特別講義Ⅰ	2
信頼性解析特別講義Ⅱ	2
建築構法特別講義Ⅰ	2
建築構法特別講義Ⅱ	2
寒地建設工学	
地盤力学特別講義Ⅰ	2
地盤力学特別講義Ⅱ	2
コンクリート材料特別講義Ⅰ	2
コンクリート材料特別講義Ⅱ	2
寒冷地コンクリート特別講義Ⅰ	2
寒冷地コンクリート特別講義Ⅱ	2
環境材料工学特別講義Ⅰ	2
環境材料工学特別講義Ⅱ	2
地域・環境工学	
防災計画特別講義Ⅰ	2
防災計画特別講義Ⅱ	2
環境工学特別講義Ⅰ	2
環境工学特別講義Ⅱ	2
水工学特別講義Ⅰ	2
水工学特別講義Ⅱ	2
環境・エネルギー計画特別講義Ⅰ	2
環境・エネルギー計画特別講義Ⅱ	2
建築外皮特別講義Ⅰ	2
建築外皮特別講義Ⅱ	2
音環境計画特別講義Ⅰ	2
音環境計画特別講義Ⅱ	2
都市・社会工学	
都市計画特別講義Ⅰ	2
都市計画特別講義Ⅱ	2
計画システム分析特別講義Ⅰ	2
計画システム分析特別講義Ⅱ	2
建築史・建築論特別講義Ⅰ	2
建築史・建築論特別講義Ⅱ	2

建築計画特別講義Ⅰ	2
建築計画特別講義Ⅱ	2
都市・地域デザイン特別講義Ⅰ	2
都市・地域デザイン特別講義Ⅱ	2
特別研究	
建設工学特殊研究	6

（2）電子情報生命工学専攻

授　業　科　目	単位数
光・電子工学	
応用光学特別講義Ⅰ	2
応用光学特別講義Ⅱ	2
高周波工学特別講義Ⅰ	2
高周波工学特別講義Ⅱ	2
フォトニックデバイス特別講義Ⅰ	2
フォトニックデバイス特別講義Ⅱ	2
計測・制御工学	
光システム工学特別講義Ⅰ	2
光システム工学特別講義Ⅱ	2
応用システム工学特別講義Ⅰ	2
応用システム工学特別講義Ⅱ	2
情報モデリング工学特別講義Ⅰ	2
情報モデリング工学特別講義Ⅱ	2
情報処理工学	
情報数理工学特別講義Ⅰ	2
情報数理工学特別講義Ⅱ	2
知能情報工学特別講義Ⅰ	2
知能情報工学特別講義Ⅱ	2
言語処理工学特別講義Ⅰ	2
言語処理工学特別講義Ⅱ	2
情報圧縮工学特別講義Ⅰ	2
情報圧縮工学特別講義Ⅱ	2
テキストメディア学特別講義Ⅰ	2
テキストメディア学特別講義Ⅱ	2
生体情報工学	
生体情報工学特別講義Ⅰ	2
生体情報工学特別講義Ⅱ	2
音声情報工学特別講義Ⅰ	2
音声情報工学特別講義Ⅱ	2
知識データ工学特別講義Ⅰ	2
知識データ工学特別講義Ⅱ	2
意識情報数理特別講義Ⅰ	2
意識情報数理特別講義Ⅱ	2
生命情報・環境工学	
合成生物学特別講義Ⅰ	2
合成生物学特別講義Ⅱ	2
生物物理学特別講義Ⅰ	2
生物物理学特別講義Ⅱ	2

ケミカルバイオロジー特別講義Ⅰ	2
ケミカルバイオロジー特別講義Ⅱ	2
環境・エネルギーシステム特別講義Ⅰ	2
環境・エネルギーシステム特別講義Ⅱ	2
特殊研究	
電子情報生命工学特殊研究	6

別表第３　削除

別表第４

１－１　修士課程

区分		金額	
入学検定料	経済学研究科	３０，０００	円
	経営学研究科	３０，０００	
	法学研究科	３０，０００	
	文学研究科	３０，０００	
	工学研究科	３０，０００	
入学金	経済学研究科	２００，０００	
	経営学研究科	２００，０００	
	法学研究科	２００，０００	
	文学研究科	２００，０００	
	工学研究科	２００，０００	
授業料	経済学研究科	年額　８７２，０００	
	経営学研究科	年額　８７２，０００	
	法学研究科	年額　８７２，０００	
	文学研究科	年額　８９６，０００	
	工学研究科	年額　１，１４０，０００	
教育充実費	経済学研究科	年額　１００，０００	
	経営学研究科	年額　１００，０００	
	法学研究科	年額　１００，０００	
	文学研究科	年額　１００，０００	
	工学研究科	年額　１００，０００	
実験実習費	工学研究科	年額　８０，０００	

１－２　第25条に基づく特例学生

区分		金額	
入学検定料	経済学研究科	３０，０００	円
	経営学研究科	３０，０００	
	法学研究科	３０，０００	
	文学研究科	３０，０００	
	工学研究科	３０，０００	
入学金	経済学研究科	１００，０００	
	経営学研究科	１００，０００	
	法学研究科	１００，０００	
	文学研究科	１００，０００	
	工学研究科	１００，０００	
授業料	経済学研究科	年額　４３６，０００	
	経営学研究科	年額　４３６，０００	
	法学研究科	年額　４３６，０００	
	文学研究科	年額　４４８，０００	
	工学研究科	年額　５７０，０００	
教育充実費	経済学研究科	年額　５０，０００	
	経営学研究科	年額　５０，０００	
	法学研究科	年額　５０，０００	
	文学研究科	年額　５０，０００	
	工学研究科	年額　５０，０００	
実験実習費	工学研究科	年額　４０，０００	

１－３　第４条の２第３項による長期履修の学生（初年次）

区分		金額	
入学検定料	経済学研究科	３０，０００	円
	経営学研究科	３０，０００	
	法学研究科	３０，０００	
	文学研究科	３０，０００	
	工学研究科	３０，０００	
入学金	経済学研究科	１００，０００	
	経営学研究科	１００，０００	
	法学研究科	１００，０００	
	文学研究科	１００，０００	
	工学研究科	１００，０００	
授業料	経済学研究科	年額　２９２，０００	
	経営学研究科	年額　２９２，０００	
	法学研究科	年額　２９２，０００	
	文学研究科	年額　３００，０００	
	工学研究科	年額　３８０，０００	
教育充実費	経済学研究科	年額　３４，０００	
	経営学研究科	年額　３４，０００	
	法学研究科	年額　３４，０００	
	文学研究科	年額　３４，０００	
	工学研究科	年額　３４，０００	
実験実習費	工学研究科	年額　２８，０００	

１－３　第４条の２第３項による長期履修の学生（２年次以降）

区分		金額
授業料	経済学研究科	年額　２９０，０００
	経営学研究科	年額　２９０，０００
	法学研究科	年額　２９０，０００
	文学研究科	年額　２９８，０００
	工学研究科	年額　３８０，０００
教育充実費	経済学研究科	年額　３３，０００
	経営学研究科	年額　３３，０００
	法学研究科	年額　３３，０００
	文学研究科	年額　３３，０００
	工学研究科	年額　３３，０００
実験実習費	工学研究科	年額　２６，０００

２－１　博士（後期）課程

区分		金額	
入学検定料	経済学研究科	３０，０００	円
	経営学研究科	３０，０００	
	法学研究科	３０，０００	
	文学研究科	３０，０００	
	工学研究科	３０，０００	
入学金	経済学研究科	２００，０００	
	経営学研究科	２００，０００	
	法学研究科	２００，０００	
	文学研究科	２００，０００	
	工学研究科	２００，０００	
授業料	経済学研究科	年額　８７２，０００	
	経営学研究科	年額　８７２，０００	
	法学研究科	年額　８７２，０００	
	文学研究科	年額　８９６，０００	
	工学研究科	年額　１，１４０，０００	
教育充実費	経済学研究科	年額　１００，０００	
	経営学研究科	年額　１００，０００	
	法学研究科	年額　１００，０００	
	文学研究科	年額　１００，０００	
	工学研究科	年額　１００，０００	
実験実習費	工学研究科	年額　８０，０００	

２－２　第25条に基づく特例学生

区分		金額	
入学検定料	経済学研究科	３０，０００	円
	経営学研究科	３０，０００	
	法学研究科	３０，０００	
	文学研究科	３０，０００	
	工学研究科	３０，０００	
入学金	経済学研究科	１００，０００	
	経営学研究科	１００，０００	
	法学研究科	１００，０００	
	文学研究科	１００，０００	
	工学研究科	１００，０００	
授業料	経済学研究科	年額　４３６，０００	
	経営学研究科	年額　４３６，０００	
	法学研究科	年額　４３６，０００	
	文学研究科	年額　４４８，０００	
	工学研究科	年額　５７０，０００	
教育充実費	経済学研究科	年額　５０，０００	
	経営学研究科	年額　５０，０００	
	法学研究科	年額　５０，０００	
	文学研究科	年額　５０，０００	
	工学研究科	年額　５０，０００	
実験実習費	工学研究科	年額　４０，０００	

２－３　第４条の２第３項による長期履修の学生（初年次）

区分		金額	
入学検定料	経済学研究科	３０，０００	円
	経営学研究科	３０，０００	
	法学研究科	３０，０００	
	文学研究科	３０，０００	
	工学研究科	３０，０００	
入学金	経済学研究科	１００，０００	
	経営学研究科	１００，０００	
	法学研究科	１００，０００	
	文学研究科	１００，０００	
	工学研究科	１００，０００	
授業料	経済学研究科	年額　２６４，０００	
	経営学研究科	年額　２６４，０００	
	法学研究科	年額　２６４，０００	
	文学研究科	年額　２７２，０００	
	工学研究科	年額　３４２，０００	
教育充実費	経済学研究科	年額　３０，０００	
	経営学研究科	年額　３０，０００	
	法学研究科	年額　３０，０００	
	文学研究科	年額　３０，０００	
	工学研究科	年額　３０，０００	
実験実習費	工学研究科	年額　２４，０００	

２－３　第４条の２第３項による長期履修の学生（２年次以降）

区分		金額
授業料	経済学研究科	年額　２６１，０００
	経営学研究科	年額　２６１，０００
	法学研究科	年額　２６１，０００
	文学研究科	年額　２６８，０００
	工学研究科	年額　３４２，０００
教育充実費	経済学研究科	年額　３０，０００
	経営学研究科	年額　３０，０００
	法学研究科	年額　３０，０００
	文学研究科	年額　３０，０００
	工学研究科	年額　３０，０００
実験実習費	工学研究科	年額　２４，０００

３－１　削除

３－２　削除

授業料，教育充実費及び実験実習費の納入期限は，次のとおりとする。
　第１期　４月20日
　第２期　９月30日
ただし，新入学生及び再入学，復籍を許可された者に限り第１期分の授業料等は，所定の期日までに納入しなければならない。

平成28年度より，入学金の取扱いについては，次のとおりとする。
１．北海学園設置の北海学園大学・北海学園大学大学院又は北海商科大学・北海商科大学大学院を卒業後に北海学園大学大学院へ入学するときは入学金を免除する。
　ただし，２部卒業生などで以前納入した入学金との差額がある場合は，その差額を徴収する。

別表第５

１　研究生

区　　分		金　　額
審　査　料	経済学研究科	１５，０００　円
	経営学研究科	１５，０００
	法学研究科	１５，０００
	文学研究科	１５，０００
	工学研究科	１５，０００
入　学　金 （本学卒業者免除）	経済学研究科	５０，０００
	経営学研究科	５０，０００
	法学研究科	５０，０００
	文学研究科	５０，０００
	工学研究科	５０，０００
受　講　料 （ただし，第２学期以降入学者の場合は，受入研究科の年額受講料の半額とする。）	経済学研究科	年額　２１８，０００
	経営学研究科	年額　２１８，０００
	法学研究科	年額　２１８，０００
	文学研究科	年額　２２４，０００
	工学研究科	年額　２８５，０００
実験実習費 （ただし，第２学期以降入学者の場合は，半額とする。）	工学研究科	年額　８０，０００

２　法務研究員

区　　分		金　　額
施設設備利用料	法学研究科	半期　３０，０００　円

３　委託生

区分		金額	
入学検定料	経済学研究科		３０，０００　円
	経営学研究科		３０，０００
	法学研究科		３０，０００
	文学研究科		３０，０００
	工学研究科		３０，０００
入学金	経済学研究科		５０，０００
	経営学研究科		５０，０００
	法学研究科		５０，０００
	文学研究科		５０，０００
	工学研究科		５０，０００
受講料	経済学研究科	１単位	８，０００
	経営学研究科	１単位	８，０００
	法学研究科	１単位	８，０００
	文学研究科	１単位	９，０００
	工学研究科	１単位	１０，０００
実験実習費	工学研究科	実験を履修する者	８０，０００

４　特別聴講学生

区分		金額	
入学検定料（本学卒業者免除）	経済学研究科		３０，０００　円
	経営学研究科		３０，０００
	法学研究科		３０，０００
	文学研究科		３０，０００
	工学研究科		３０，０００
入学金（本学卒業者免除）	経済学研究科		５０，０００
	経営学研究科		５０，０００
	法学研究科		５０，０００
	文学研究科		５０，０００
	工学研究科		５０，０００
受講料	経済学研究科	１単位	８，０００
	経営学研究科	１単位	８，０００
	法学研究科	１単位	８，０００
	文学研究科	１単位	９，０００
	工学研究科	１単位	１０，０００
実験実習費	工学研究科	実験を履修する者	８０，０００

5　聴講生

区分		金額	
入学検定料 (本学卒業者免除)	経済学研究科		３０，０００　円
	経営学研究科		３０，０００
	法学研究科		３０，０００
	文学研究科		３０，０００
	工学研究科		３０，０００
入学金 (本学卒業者免除)	経済学研究科		５０，０００
	経営学研究科		５０，０００
	法学研究科		５０，０００
	文学研究科		５０，０００
	工学研究科		５０，０００
受講料	経済学研究科	１単位	８，０００
	経営学研究科	１単位	８，０００
	法学研究科	１単位	８，０００
	文学研究科	１単位	９，０００
	工学研究科	１単位	１０，０００
実験実習費	工学研究科	実験を履修する者	８０，０００

6　科目等履修生

区分		金額	
入学検定料 (本学卒業者免除)	経済学研究科		３０，０００　円
	経営学研究科		３０，０００
	法学研究科		３０，０００
	文学研究科		３０，０００
	工学研究科		３０，０００
入学金 (本学卒業者免除)	経済学研究科		５０，０００
	経営学研究科		５０，０００
	法学研究科		５０，０００
	文学研究科		５０，０００
	工学研究科		５０，０００
受講料	経済学研究科	１単位	８，０００
	経営学研究科	１単位	８，０００
	法学研究科	１単位	８，０００
	文学研究科	１単位	９，０００
	工学研究科	１単位	１０，０００
実験実習費	工学研究科	実験を履修する者	８０，０００

平成28年度より，入学検定料及び入学金の取扱いについては，次のとおりとする。

１　研究生，４　特別聴講学生，５　聴講生，６　科目等履修生に記載のある本学卒業者免除には北海商科大学卒業者を含む。